FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル
【定期報告：太陽光10kW以上】

第１０版　２０２３年6月8日

目次

1.はじめに

1-1.定期報告のフロー

1-2.定期報告のタイミング

1-3.定期報告の起点

1-4.入力に関する注意事項

2.ログインとログアウト

2-1.ログイン

2-2.ログアウト

3.定期報告の手続き

3-1.定期報告の新規作成

3-2.設置費用の登録

3-3.運転費用の登録

3-4.増設費用の登録

4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き

4-1.定期報告の確認

4-2.定期報告の編集/再提出

4-3.定期報告の取り下げ

1.はじめに

1-1.定期報告のフロー

定期報告の全体の構成(簡易版)を以下に示します。

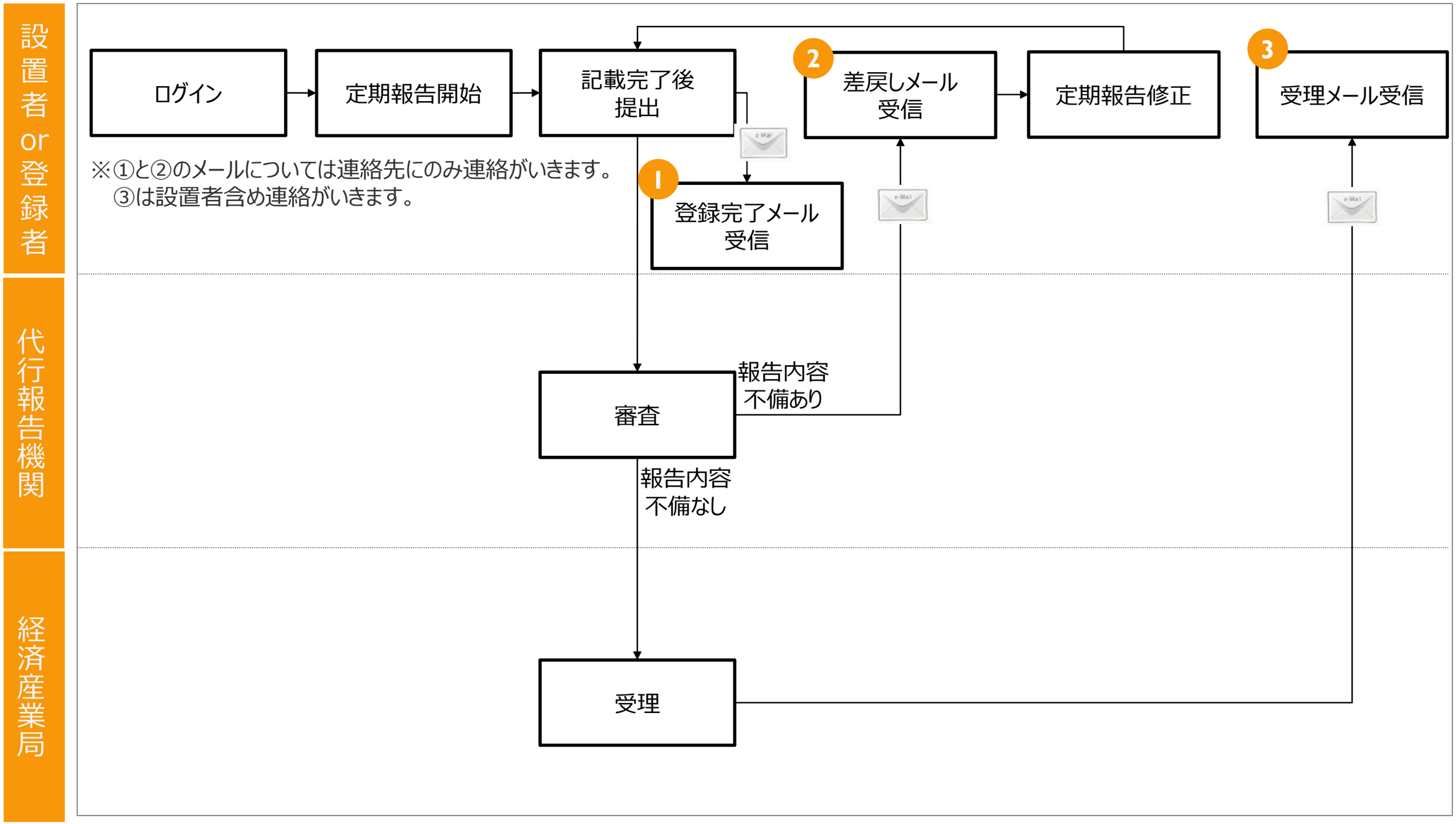

1.はじめに

1-2.定期報告のタイミング

各報告の報告タイミングを以下に示します。

なお、新システム移行期間の場合、その限りではございません。

報告種別	報告タイミング
設置費用報告	運転開始後1ヶ月以内
運転費用報告	売電期間中、毎年運転開始月或いは翌月 ※設置者変更があった場合、コールセンターまでお問合わせください
増設費用報告	増設後1ヶ月以内

＜運転開始月の定義（重要）＞

運転開始月とは、太陽光発電設備が初めて売電開始した日の属する月を言う。

（例）　売電開始日が2013年5月10日の場合

運転開始月　⇒　5月

1.はじめに

1-3.定期報告の起点

①設置者を変更した場合

変更後、新しい設置者は次の運転開始月を起点とし、毎年運転費用報告をしてください。
※売電期間中に設置者を変更しても、 当該設備の運転開始月は変わりません。

②10kW未満の設備を増設し、10kW以上となった場合

増設費用報告が必要となります。
増設後も、最初の運転開始月を起点とし、毎年運転費用報告をしてください。
※売電期間中に増設しても、 当該設備の運転開始月は変わりません。

③決算月と報告起点

設置者が法人の場合、運転費用報告は決算月ではなく、運転開始月を起点としてください。
決算月での報告は、不備となるのでご注意ください。
なお、決算月と運転開始月が同月の場合は、その限りではありません。

1.はじめに

1-4.入力に関する注意事項

■太陽光発電設備を有するため、新たに発生した費用を報告してください。
※既所有地の取得価格や既に賃借料を支払っている場合、その分の報告は必要ありません。

■HEMS関連の設備など、太陽光発電設備とは直接関係の無い設備情報の報告は必要ありません。
※HEMSとは、家庭で使われるエネルギーを管理するシステム。

■固定資産税（償却資産税含む）、並びに法人事業税以外の租税公課は報告の必要はありません。
※報告時期の直近で支払った固定資産税、法人事業税で結構です。

■減価償却費、借入金返済、金利支払は報告の必要はありません。

■全ての費用は、消費税抜きで記載してください。

■金額項目の単位が「万円」の場合、千の位を四捨五入して記載してください。

■異なる種類の報告を重複して行うことはできません。
※設置費用報告が受理される前に運転費用報告はできません。
※設置費用報告が受理された後、運転費用報告を行ってください。

■増設報告は、増設の回数分報告してください。1度に複数回分の増設報告はしないでください。

■10kW未満から増設し、10kW以上となった場合、増設費用報告をしてください。

1.はじめに

1-4.入力に関する注意事項(続き)

■一時保管は90日間を期限とし、それ以後は自動削除されます。
※保管期間中に修正を加え、再度一時保管とした場合はその日から90日間が保管期限となります。

■運転費用報告にある「入札」とは、公募による公開入札を指します。
※特定業者からの相見積り方式による売電先決定は除きます。

■増設費用報告は、発電出力に変動がなくても、モジュール、パワコンを増設した場合、報告してください。
※発電出力が減少（減設）する工事を行った場合、運転費用報告の修繕費で報告してください。
※発電出力が減少（減設）しても、モジュール、パワコンを増設した場合、下記の通りとしてください。

<減設してモジュール増設した例>

		運転開始			減設後
モジュール	：	20kW	（+5kW）	→	25kW
パワコン	：	25kW	（-6kW）	→	19kW
発電出力	：	20kW			19kW

発電出力が20kWから19kWと低くなるため、設備工事としては減設となります。

ただし、モジュールの増設が行われているので、増設費用の報告をしてください。

報告方法は、増設分出力欄にゼロを入力し、増設したモジュールの設備費、工事費等を記載してください。

また、パワコンの撤去費用が発生した場合、その他欄に「パワコン撤去費用」として記載してください。

2.ログインとログアウト

2-1.ログイン

報告手続き等を行う場合

再生可能エネルギー電子申請ホームページ

にアクセスし、ログインを行います。

※ログイン方法は認定申請手続きを行う場合と同じとなります。

※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

再生可能エネルギー電子申請ホームページ

[ログイン]をクリックします

ログイン画面へ進みます。

※旧システムにてログインID・パスワードを付与されている方は、
当該ログインID・パスワードにて、本システムにログインできます

2.ログインとログアウト

2-1.ログイン(続き)

発行済みのユーザ名、パスワードを入力します

ログイン画面

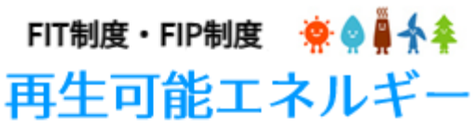

[ユーザ名](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

[ログイン]をクリックします

マイページ画面が表示されます。

2.ログインとログアウト

2-1.ログイン(続き)

ログイン後はマイページが表示されます。

マイページ

2.ログインとログアウト

2-2.ログアウト

ログアウトをする際は、画面右上の「〉ログアウト」から行います。

マイページ

3.定期報告の手続き

3-1.定期報告の新規作成

定期報告の新規作成手順について以下に示します。

マイページ

3.定期報告の手続き

3-1.定期報告の新規作成(続き)

定期報告を行う設備を検索します。

定期報告用設備一覧画面

任意で該当設備の情報を選択、又は入力します

※未入力でも検索は可能です

[検索]をクリックします

画面下部に検索結果が表示されます。

3.定期報告の手続き

3-1.定期報告の新規作成(続き)

定期報告を行う設備を選択します。

定期報告用設備一覧画面

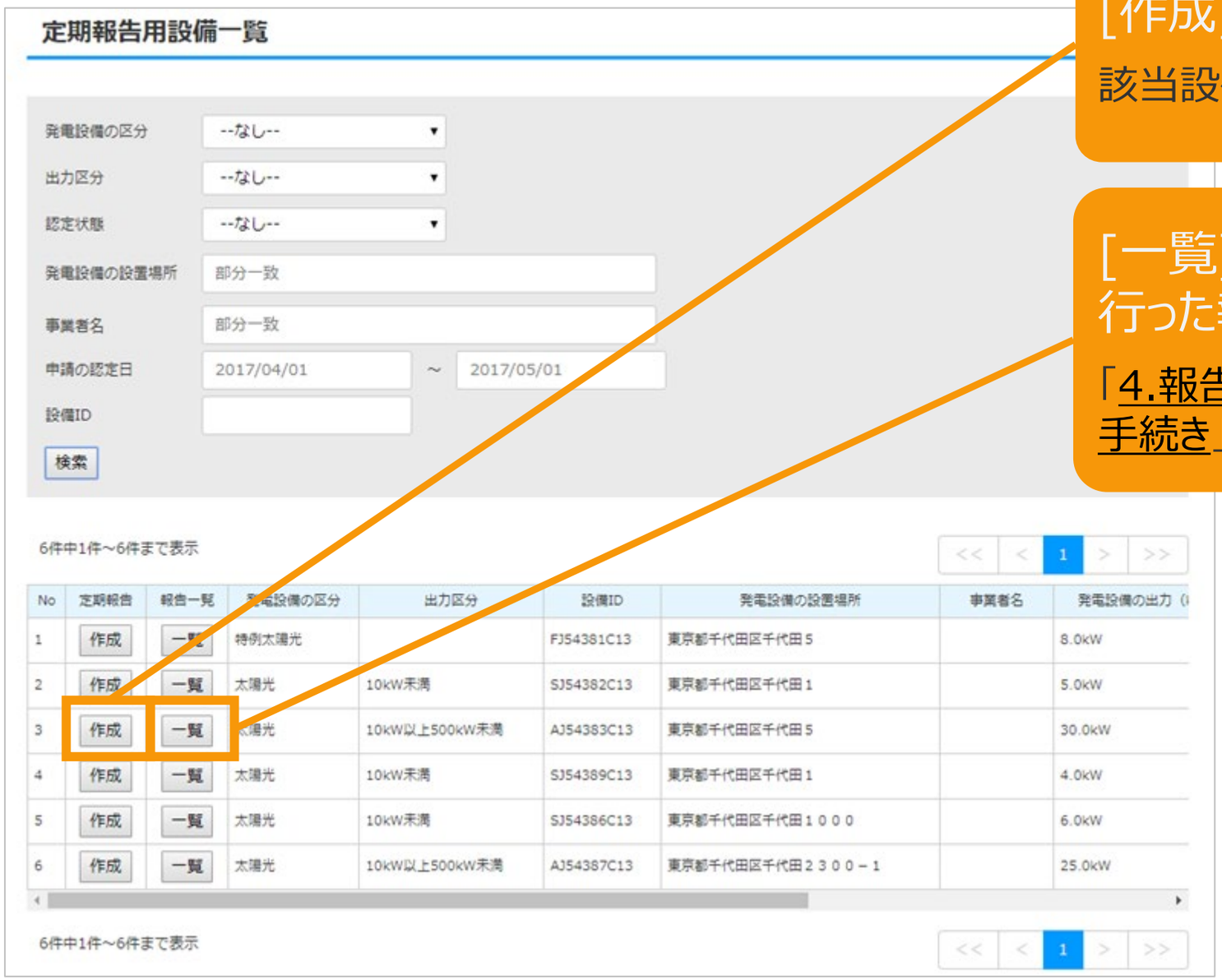

[作成]をクリックします

該当設備の定期報告区分選択画面へ進みます。

[一覧]をクリックすると過去、設備に対して行った報告が確認できます

「4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き」で詳しく説明します。

定期報告用設備一覧画面(スクロール部分)

発電設備の出力（kW）	申請の認定日 ↑	発電設備の名称	最新の報告日
8.0kW	2019年07月23日	特例メロン発電所	
5.0kW	2019年07月23日	特例メロン発電所■１０未満	
30.0kW	2019年07月23日	特例メロン発電所■５０未満	
4.0kW	2019年07月26日	特例メロン発電所■１０未満	
6.0kW	2019年07月30日	大分小規模発電センター	
25.0kW	2019年08月01日	佐賀中規模発電センター	

3.定期報告の手続き

3-1.定期報告の新規作成(続き)

報告区分を選択します。

定期報告区分選択画面

[報告区分]を選択します

[情報入力]を選択します

※報告区分で”設置費用”を選択した場合は「3-2.設置費用の登録」へ進む
※報告区分で”運転費用”を選択した場合は「3-3.運転費用の登録」へ進む
※報告区分で”増設費用”を選択した場合は「3-4.増設費用の登録」へ進む

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録

[設備情報]を確認します。

設置費用登録画面

定期報告登録(太陽光(10kW以上))「設置費用報告」

報告区分選択 ▶ **情報入力** ▶ 内容確認 ▶ 書類添付 ▶ 登録完了

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号の規定により、次のとおり報告しますので、代行報告をお願いします。
◆金額を記載する各項目で具体的な費用が発生していない場合は、ゼロを記載してください。

【報告にあたっての注意事項】
・国（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））が行う住宅用太陽光導入支援補助金の受理決定を受けて、太陽光発電システムを設置したものについては、それを持って資本費等の確認ができるため、設置費用報告は不要です。 他方、補助金無しで増設した場合は、増設分の設置費用の報告が必要です。
・全ての費用について、千円単位を四捨五入し、消費税抜きで記載してください。
・一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に確認の上、各項目の内訳について記載してください。
・実際に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置等のために支払った費用を記載してください。(販売店等からの値引きを受けた際は、当該値引き分を反映した価格を記載してください。 一括値引きなどで個々の設備に対する値引き額がわからない場合は、全体での値引き額を値引き欄に記載してください。)
・50kW以上の設備において、運転開始後に電力量計を設置した場合は、電力量計設置報告書を添付資料として提出することができます。

認定を受けた事業計画に変更が生じた場合、定期報告を行う前に、変更が生じた項目に応じて変更認定申請又は変更届出を行ってください。必要となる手続きは変更内容整理表をご確認ください。

設備情報

事業者名		
法人の代表者氏名		
設備ID	AJ54383C13	
発電設備の出力（kW）	30.0 KW	最新の出力が表示されます。報告時の出力と異なる場合は、修正してください。 なお、こちらを修正しても認定情報は変更されません。
発電設備の名称	特例メロン発電所■５０未満	
発電設備の設置場所	東京都千代田区千代田５	

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[連絡先情報]と[設置状況の報告]を記載します。(1/4)

設置費用登録画面

連絡先情報

連絡先	必須	氏名	本報告に係る連絡先を記載してください。 電話番号はハイフンつきの半角数字で記載してください。
		電話番号	
		メールアドレス	

設置状況の報告

パネル設置場所の形態	必須	○ 屋根置き ○ 地上設置 ○ 屋根地上併設	設置状況は、新…さい。
運転開始日	必須		電気事業者との…を記載してください。
系統接続距離	必須	メートル	発電設備から電力会社の系統接続点までの距離を記載してください。目視による計測で結構です。
撤去及び処分費用	必須	0万円	認定時に撤去及び処分費用を記載した場合は、その金額が…認定時に撤去及び…は、現時点の想…
出力制御		□ 出力制御対象	電力会社との接…置し、出力制御…は、チェックし…２０１５年４月…ついては（東京…内の５０KW未満…おり、電力会社から出力制御機能付パワーコンディショナの導入を求められている場合は、該当しますのでチェックしてください。（５００KW以上の案件は、従前から出力制御の対象となっているためチェックが必要です。）

姓と名の間のスペースの有無は任意です。

[連絡先情報]を記載します

電話番号はハイフンつきの半角数字で記載してください。
報告の審査結果等に係る連絡は、ここで指定されたアドレス宛に送られます。

[パネル設置場所の形態]を選択します

選択した形態によって、以下の設問構成が異なります。
※次ページ以降を参照

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で”屋根置き”を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(2/4)

設置費用登録画面

設置状況の報告

パネル設置場所の形態 必須	◉ 屋根置き　○ 地上設置　○ 屋根地上併設 ○ 新築　○ 既築　○ 新築及び既築併有	
設置場所の所有形態 必須	○ 自己所有の屋根(建物) ○ 他者所有の屋根(建物) ◉ 自己所有及び他者所有併設 現在の賃借料 [　　] 万円/年	太陽光発電を行う為に、新規に借地契約を締結した場合のみ、借地料を記載してください。
屋根設置場所 必須	○ 戸建住宅 ○ 集合住宅（アパート、マンション等） ○ 事業所、工場、店舗 ○ 学校、公共施設 ○ 車庫、ｶﾞﾚｰｼﾞ、ｶｰﾎﾟｰﾄ、倉庫 ◉ その他 概要 [　　]	その他の場合、概要に設置場所を記載してください。

[設置場所の所有形態]で”他者所有の屋根(建物)”または”自己所有及び他者所有併設”を選択した際に表示される記載欄となります。

[屋根設置場所]で”その他”を選択した際に表示される記載欄となります。

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で”地上設置”を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(3/4)

設置費用登録画面

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で”屋根地上併設”を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(4/4)

設置費用登録画面

設置状況の報告

パネル設置場所の形態 必須	○ 屋根置き ○ 地上設置 ◉ 屋根地上併設 ○ 新築 ○ 既築 ◉ 新築及び既築併有	設置状況は、新設時点の形態を記載してください。 屋根置き設備があるの場合、「新築」、または「既築」、または「新築及び既築併有」を選択してください。
設置場所の所有形態 必須	◉ 自己所有の屋根(建物) ○ 他者所有の屋根(建物) ○ 自己所有及び他者所有併設 ◉ 自己所有の土地 ○ 他者所有の土地(借地) ○ 自己所有及び他者所有(借地)併有 【自己所有情報】 ◉ 既保有地 ○ 新規購入	太陽光発電を行う為に、新規に借地契約を締結した場合のみ、借地料を記載してください。
屋根設置場所 必須	◉ 戸建住宅 ○ 集合住宅（アパート、マンション等） ○ 事業所、工場、店舗 ○ 学校、公共施設 ○ 車庫、ｶﾞﾚｰｼﾞ、ｶｰﾎﾟｰﾄ、倉庫 ○ その他	その他の場合、概要に設置場所を記載してください。
地上設置場所 必須	◉ 耕作放棄地 ○ 営農型(ソーラーシェアリング) ○ 水上設置 ○ その他	その他の場合、概要に丘陵地、山林伐採地、平地など設置場所の状況が分かるように記載してください。 ※「雑種地」などの地目名ではありません。

[パネル設置場所の形態]で”屋根置き”を選択した際と”地上設置”を選択した際の両方の内容が表示されます。

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(1/7)

設置費用登録画面

合計金額の記載方法はマニュアル27Pをご確認下さい。

設備情報に登録されているパネル型式情報が表示されます。設備情報にパネル型式が登録されていない場合は、製造事業者名を選択する項目が[合計]の下に表示されます。

パワーコンディショナの記載方法

メーカー毎にまとめて記載してください。

（例）パナソニック　2kW　×　1台
　　パナソニック　2kW　×　1台
　　パナソニック　5kW　×　2台

○　パナソニック　14kW　4台

よくある間違え

×　パナソニック　2kW　2台
　　パナソニック　5kW　2台

当欄に記載はできません。その下の各メーカーパワーコンディショナ毎のW数・台数を記載すると自動的に計算・反映されます。

「追加」ボタンをクリックすると、各メーカーパワーコンディショナに関する情報を追記可能となります。

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(2/7)

設置費用登録画面

	モニターシステム 電力測定ユニット　　万円 表示モニター　　万円 ※一体販売の場合(　　万円) ☐ 出力制御対応機能搭載 架台　　万円 製造事業者名 接続箱　　万円 受変電設備　　万円 その他の附属機器 費目名 (費用)　　万円	太陽電池モジュールが、認定情報で登録されていない場合、製造事業者名を選択してください。また、複数ある場合は、最も出力の大きい製造事業者名を選択してください。なお、こちらに記載しても認定情報は変更されません。 太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの合計出力の低い方が、設備情報の発電出力と一致しない場合、不備となる可能性があります。その際は、備考欄に「系列接続方法により認定済」等その事由を記載してください。 設備費欄には設備費のみ記載してください。設置工事費は工事費欄に記載してください。
蓄電池	万円(容量　　kWh) ☐ パワーコンディショナと一体型の蓄電池を設置（蓄電池のみの価格不明） ※蓄電池がパワーコンディショナと一体型で、価格区分できない場合は、ボックスにチェックし、パワーコンディショナ価格欄に記載してください。	
土地造成費　必須	敷地を造成する際に要した費用を記載してください。屋根置きの場合や、従前より整地されていた土地の場合など、土地造成を要したなかった場合は、ゼロを記載してください。 万円	

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(3/7)

設置費用登録画面

工事費を記載してください。土地造成、系統接続に関する工事費は除きます。

万円

合計を計算　□ 合計欄が間違っていないことを確認しました。

下記、内訳の合計額（基礎工事からその他までの合計）を記載してください。
合計額は、実際の金額（円単位まで）合計し、千の位を四捨五入したものです。

※合計額については、上記設備欄の「詳細説明」をご参照ください。

内訳

基礎工事　　万円

据付工事　　万円

電気配管工事　　万円

附帯工事　　万円

その他

費目名

(費用)　　万円

工事費　必須

施工事業者名

※施工事業者が個別発注の場合

土木工事業者名

電気設備工事業者名

架台工事業者名

その他業者名

事業者が複数ある場合は代表の事業者名を記載してください。
個別発注の場合、電気設備工事業者名が必須項目となります。

合計金額の記載方法はマニュアル27Pをご確認下さい。

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(4/7)

設置費用登録画面

合計金額の記載方法は<u>マニュアル27P</u>をご確認下さい。

[その他費用]で”あり”を選択するとその他費用の記載欄が表示されます。
※次ページを参照

[補助金受給の有無]で”あり”を選択すると補助金の記載欄が表示されます。
※<u>次々ページを参照</u>

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[その他費用]で”あり”を選択した場合

[資本費の報告]を記載します。(5/7)

設置費用登録画面

その他費用	◉ あり ○ なし 建設段階の保険料等、設備費、工事費、接続費以外の費用があれば、内訳と金額を記載してください。 万円 合計を計算 ☐ 合計欄が間違っていないことを確認しました。 内訳 費目名1 (費用1) 万円 費目名2 (費用2) 万円 費目名3 (費用3) 万円 費目名4 (費用4) 万円

[その他費用]で”あり”を選択した際に表示される記載欄となります。

合計金額の記載方法はマニュアル27Pをご確認下さい。

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(6/7)

設置費用登録画面

[補助金受給の有無]で”あり”を選択した際に表示される記載欄となります。

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(7/7)

設置費用登録画面

リース契約	期間合計リース料 万円 内訳 太陽光発電設備に関係する設備のリース契約について記載してください。 リース料 万円/年 リース期間 年間 再リース料 万円/年 対象設備 ○ なし ○ 太陽光発電設備を一括リース ○ 太陽電池モジュールのみリース ○ パワーコンディショナのみリース ○ その他	【設備のみリース】 工事費を設置者が負担し、設備のみリースした場合は、「その他」を選択し、概要欄にリースした設備名を記載してください。 なお、負担した工事費は工事費欄に記載してください。 【複数設備のリース】 複数設備をリースした場合は、「その他」を選択し、リースした全ての設備名を記載してください。
備考		

3.定期報告の手続き

合計金額記載方法（例）

設置費用登録画面

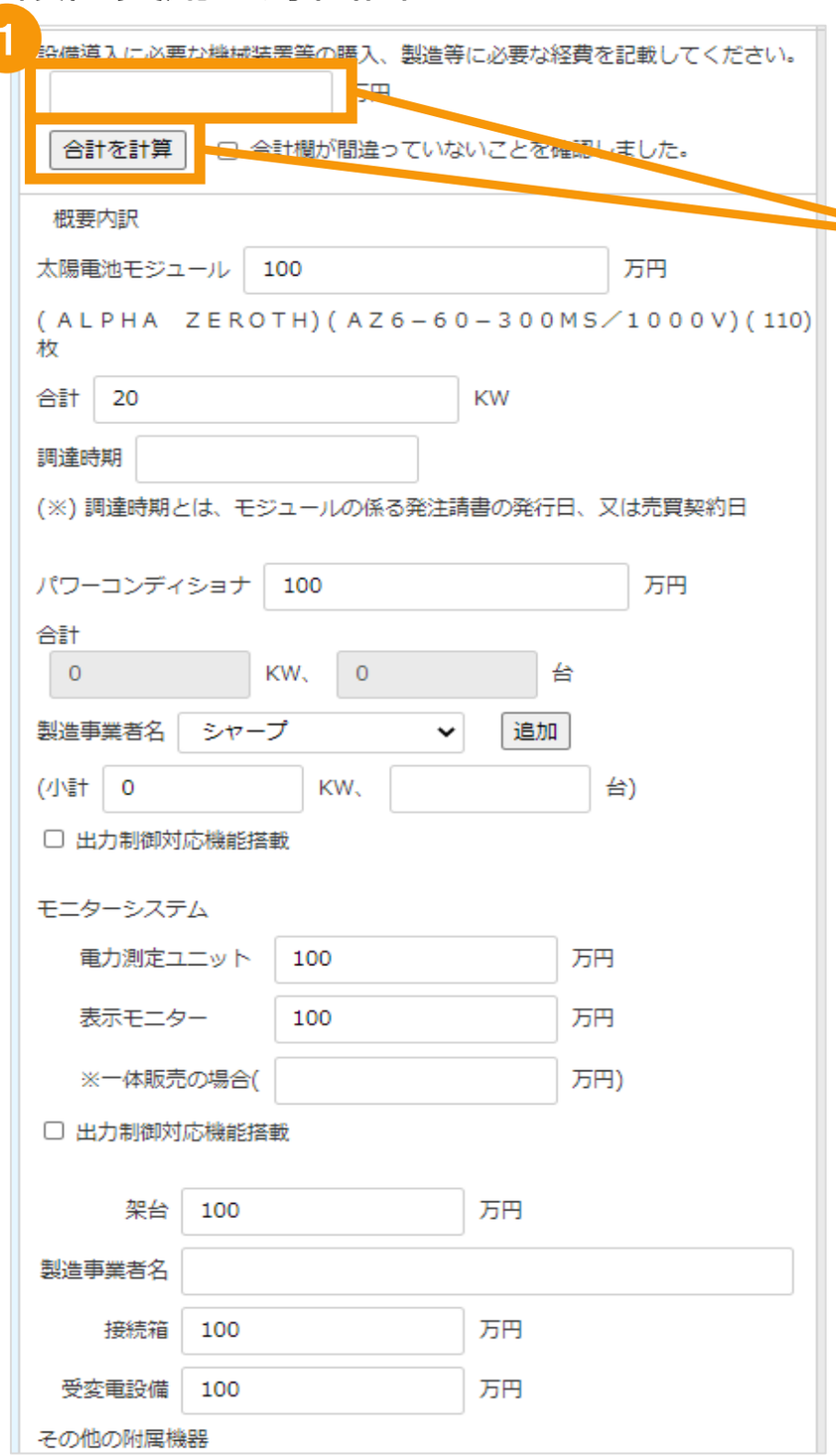

合計欄は手入力または内訳を入力後に「合計を計算」ボタンをクリックします
「合計を計算」ボタンをクリックすると、内訳に入力された金額を自動計算します。
※自動計算された金額は手入力での修正も可能です

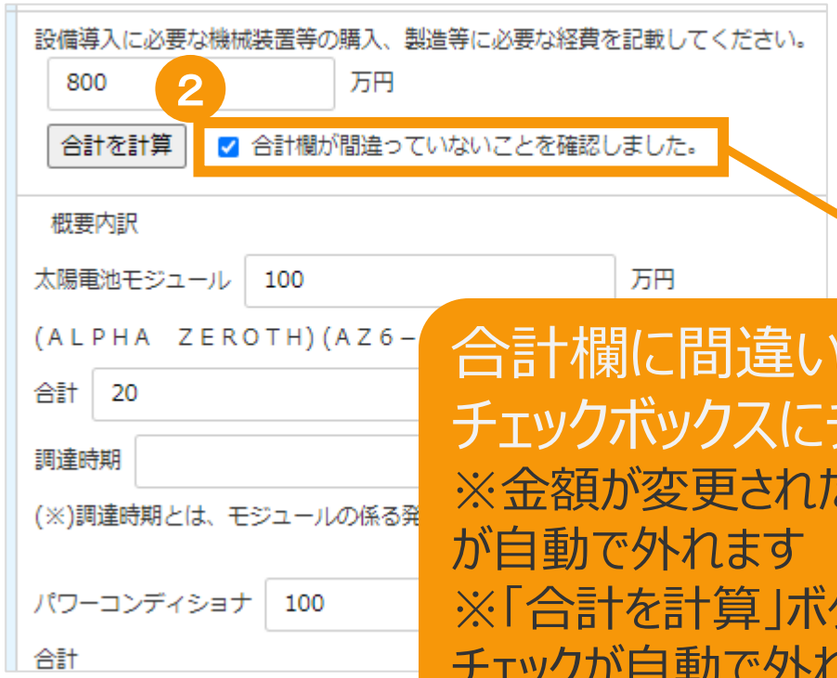

合計欄に間違いがないことを確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい
※金額が変更された場合にはチェックボックスのチェックが自動で外れます
※「合計を計算」ボタンをクリックするとチェックボックスのチェックが自動で外れます
※チェックボックスにチェックが入っていない場合は報告を行うことはできません

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[遵守事項実施報告]を記載します。

設置費用登録画面

遵守事項実施報告

柵・塀の設置状況 必須	○ 構内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置（柵塀等の設置）を講じている ○ 構内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置（柵塀等の設置）を講じていない	※50kW以上の高圧については、電技省令（第23条）において「取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなければならない。」と定められており、電技解釈を参考にして、適切に実施することが必要です。 ※50kW未満の低圧についても、柵塀等の設置が必要です。柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には柵塀等の設置を省略することができます。 ※平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、平成29年4月1日から1年以内に（この時点で若工前である場合は着工後速やかに）設置が必要です。 ※詳細については、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月資源エネルギー庁）をご確認下さい。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf
標識の設置状況 必須	○ 標識を掲示している ○ 標識を掲示していない	※20kW以上の場合は、以下の項目について記載した標識を掲示する必要があります。 ・設備名称 ・設備ID ・設備所在地 ・発電出力 ・再生可能エネルギー発電事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））、住所 ・保守点検責任者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※）） （※）法人の場合の代表者氏名については任意。 ・連絡先 ・運転開始年月日 ※平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、平成29年4月1日から1年以内に（この時点で若工前である場合は着工後速やかに）掲示が必要です。 ※詳細については、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月資源エネルギー庁）をご確認下さい。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[設置期間情報]を記載します。

設備の設置に要した期間を記載してください。

設置費用登録画面

設置期間情報

事前調査		年		月～		年		月
基本設計		年		月～		年		月
実施設計		年		月～		年		月
土地造成		年		月～		年		月
基礎工事		年		月～		年		月
据付電気配管附帯等工事		年		月～		年		月
接続工事		年		月～		年		月
総期間 必須		年		月～		年		月

年は西暦4桁で記載してください。

運転開始後も工事継続の場合は、終了月に運転開始月を記載してください。

※運転開始月より未来月は記載できません。

「総期間」欄への記載はできません、上部にある各期間を記載すると、総期間が自動的に反映されます。

（左側）記載された全ての設置期間(From)のうち、一番古い年月が自動で設定されます。
（右側）記載された全ての設置期間(To)のうち、一番新しい年月が自動で設定されます。

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

[確認事項]を確認します。

設置費用登録画面

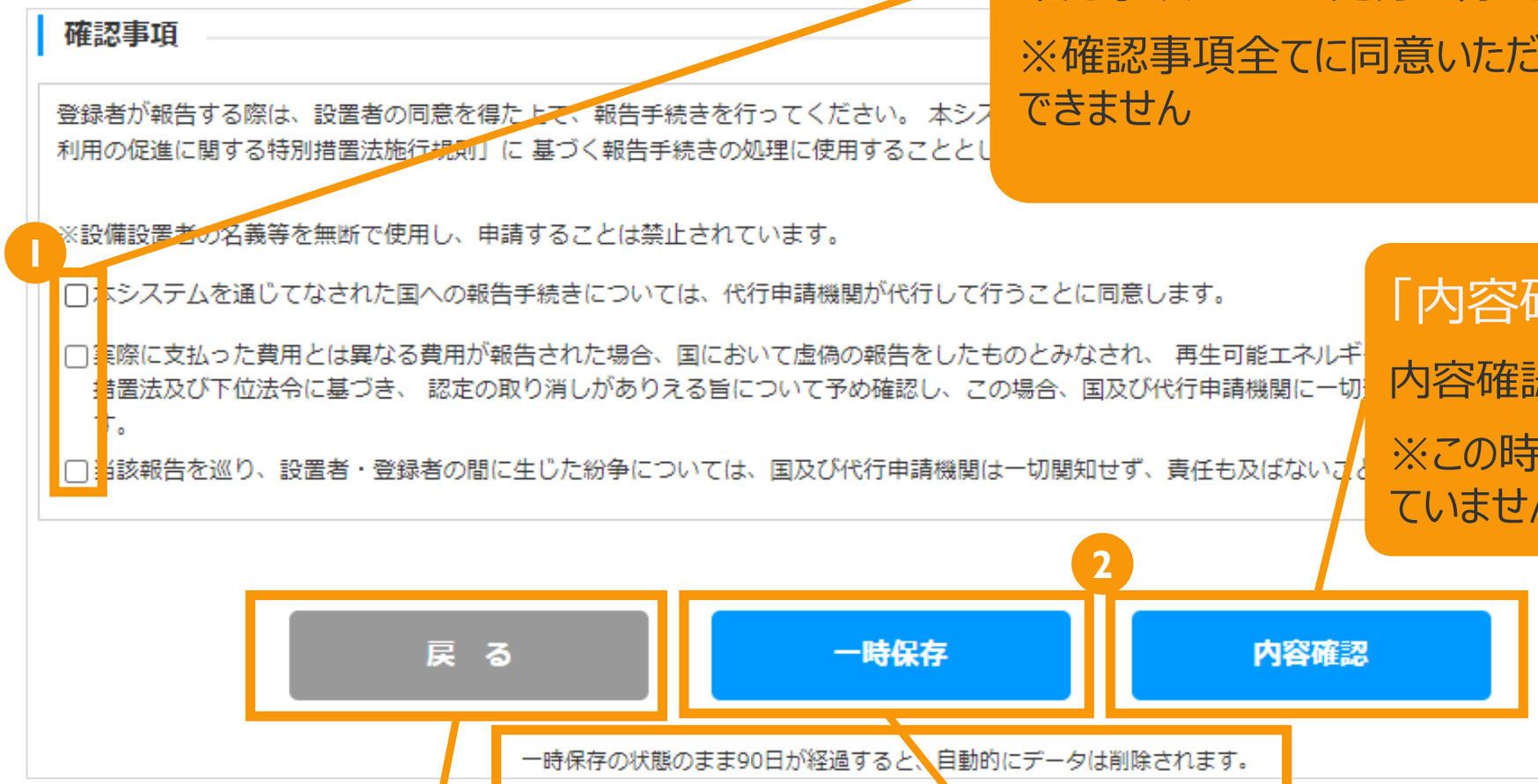

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

確認事項について充分に得た上で登録手続きを行います。

※確認事項全てに同意いただけない場合は報告を行うことはできません

「内容確認」ボタンをクリックします

内容確認画面へ進みます。

※この時点ではまだ報告手続きは完了していません

「戻る」ボタンをクリックすると、「定期報告区分選択画面」に戻ります。記載途中の内容は保存されません。

記載途中のデータを保存したい場合は「一時保存」ボタンをクリックしてください。

※「一時保存」ボタンをクリックし一時保存の状態のまま90日が経過しますと、データが自動的に削除されます

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

記載内容を確認します。

登録内容確認画面

記載内容に誤りがないかどうか確認します

こちらのサンプル画像は、実際の画面の一部を省略しています。

定期報告登録(太陽光(10kW以上))「設置費用報告」

報告区分選択 ＞ 情報入力 ＞ **内容確認** ＞ 書類添付 ＞ 登録完了

・全ての金額項目について、万円単位での登録となります。

設置者(報告者)および設備情報

事業者名	
法人の代表者氏名	
設備ID	AJ54383C13
発電設備の出力（kW）	30.0 KW
発電設備の名称	特例メロン発電所■５０未満
発電設備の設置場所	東京都千代田区千代田５

戻　る　　保存して次に進む

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

書類添付画面へ進みます。

※この時点ではまだ報告手続きは完了していません

「戻る」ボタンをクリックすると、
「設置費用登録画面」に戻ります。

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

必要な書類を添付します。

書類添付画面

書類の添付方法はマニュアル33Pをご確認下さい。

50kw以上の設備において、運転開始後に電力量計を設置した場合は、電力量計設置報告書を添付資料として提出することができます。

「登録」ボタンをクリックします

登録完了画面に進みます。

「戻る」ボタンをクリックすると、
「設置費用登録画面」に戻ります。

3.定期報告の手続き

書類添付方法(例)

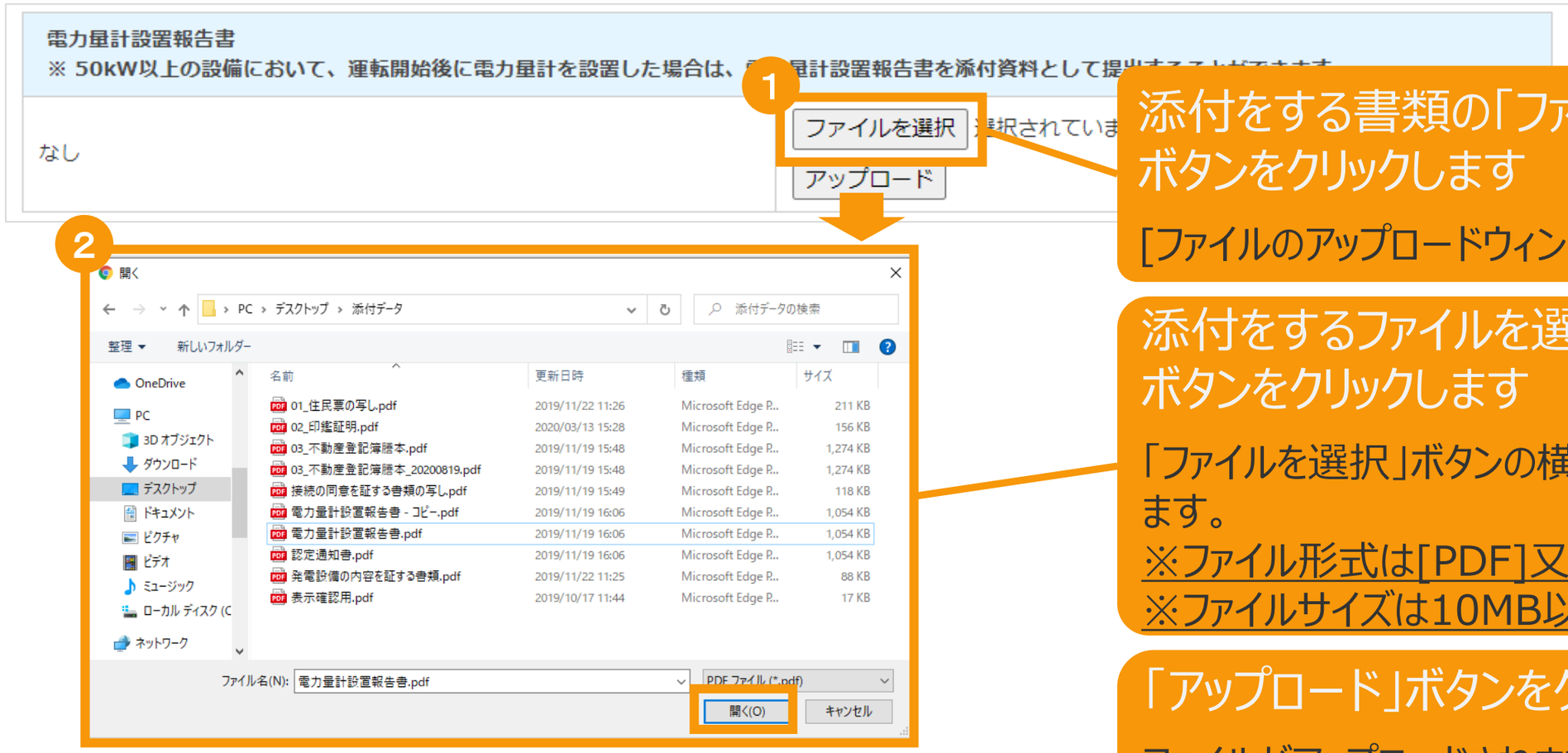

添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます。

添付をするファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「ファイルを選択」ボタンの横にファイル名が表示されます。

※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい

※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます。

※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください

※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます

必ず1ファイルづつアップロードして下さい

アップロードされたファイルが表示されます

※ファイルを削除する場合は「削除」ボタンをクリックして下さい

3.定期報告の手続き

3-2.設置費用の登録(続き)

設置費用報告の登録が完了し、報告IDが発行されます。

登録完了画面

発行された報告IDとなります。

[一覧へ戻る]ボタンをクリックします
定期報告用設備一覧画面へ進みます。

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録

[設備情報]を確認します。

運転費用登録画面

定期報告登録(太陽光(10kW以上))「運転費用報告」

報告区分選択 ▶ 情報入力 ▶ 内容確認 ▶ 書類添付 ▶ 登録完了

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第7号の規定により、次のとおり報告しますので、代行報告をお願いします。
◆金額を記載する各項目で具体的な費用が発生していない場合は、ゼロを記載してください。

【報告にあたっての注意事項】
・全ての費用について、千円単位を四捨五入し、消費税抜きで記載してください。
・一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に確認の上、各項目の内訳について記載してください。
・実際に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の運転等のために支払った費用を記載してください。(販売店等からの値引きを受けた際は、当該値引き分を反映した価格を記載してください。)
・50kW以上の設備において、運転開始後に電力量計を設置した場合は、電力量計設置報告書を添付資料として提出することができます。

認定を受けた事業計画に変更が生じた場合、定期報告を行う前に、変更が生じた項目に応じて変更認定申請又は変更届出を行ってください。必要となる手続きは変更内容整理表をご確認ください。

設備情報

事業者名		
法人の代表者氏名		
設備ID	AJ54383C13	
発電設備の出力（kW）	30.0 KW	最新の出力が表示されます。報告時の出力と異なる場合は、修正してください。 なお、こちらを修正しても認定情報は変更されません。
発電設備の名称	特例メロン発電所■５０未満	
発電設備の設置場所	東京都千代田区千代田５	

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[連絡先情報]と[設置状況の報告]を記載します。(1/4)

※報告日が最新の受理済の報告内容より[設置状況の報告]の内容を引き継いで初期表示します。

運転費用登録画面

連絡先情報

連絡先	必須	氏名	本報告に係る連絡先を記載
		電話番号	電話番号はハイフンつきの てください。
		メールアドレス	

設置状況の報告

パネル設置場所の形態	必須	○ 屋根置き ○ 地上設置 ○ 屋根地上併設	
運転開始日	必須		電気事業者との特定契約に基づく受給開始日を記載してください。
系統接続距離	必須	メートル	発電設備から電力会社の系統接続点までの距離を記載してください。目視による計測で結構です。
撤去及び処分費用	必須	0万円	認定時に撤去及び処分費用を は、その金額が表示されます 認定時に撤去及び処分費用の は、現時点の想定額を記載
出力制御		□ 出力制御対象	電力会社との接続契約上、 置し、出力制御を行うこと は、チェックしてください。 ２０１５年４月１日以降の ついては（東京電力、中部 内の５０KW未満を除く）、 ており、電力会社から出力制御機能付パワーコンディショナの導入を求められている場合は、該当しますのでチェックしてください。 （５００KW以上の案件は、従前から出力制御の対象となっているためチェックが必要です。）

[連絡先情報]を記載します

電話番号はハイフンつきの半角数字で記載してください。
報告の審査結果等に係る連絡は本メール宛てに行います。

[パネル設置場所の形態]を選択します

選択した形態にて、画面が変更となります。
※次ページ以降を参照

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で”屋根置き”を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(2/4)

運転費用登録画面

設置状況の報告

パネル設置場所の形態 必須	◉ 屋根置き ○ 地上設置 ○ 屋根地上併設 ◉ 新築 ○ 既築 ○ 新築及び既築併有	
設置場所の所有形態 必須	○ 自己所有の屋根(建物) ○ 他者所有の屋根(建物) ◉ 自己所有及び他者所有併設 現在の賃借料 [ ] 万円/年	太陽光発電を行う為に、新規に借地契約を締結した場合のみ、借地料を記載してください。
屋根設置場所 必須	○ 戸建住宅 ○ 集合住宅（アパート、マンション等） ○ 事業所、工場、店舗 ○ 学校、公共施設 ○ 車庫、ｶﾞﾚｰｼﾞ、ｶｰﾎﾟｰﾄ、倉庫 ◉ その他 概要 [ ]	

[設置場所の所有形態]で”他者所有の屋根”または”自己所有及び他者所有併設”を選択した際に表示される記載欄となります。

[屋根設置場所]で”その他”を選択した際に表示される記載欄となります。

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で”地上設置”を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(3/4)

運転費用登録画面

[設置場所の所有形態]で”自己所有の土地”または”自己所有及び他者所有(借地)併有”を選択した際に表示される選択欄となります。

[設置場所の所有形態]の【自己所有情報】で”新規購入”を選択した際に表示される記載欄となります。

[設置場所の所有形態]で”他者所有の土地(借地)”または”自己所有及び他者所有(借地)併有”を選択した際に表示される記載欄となります。

[地上設置場所]で”その他”を選択した際に表示される記載欄となります。

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で”屋根地上併設”を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(4/4)

運転費用登録画面

設置状況の報告

パネル設置場所の形態 必須	○ 屋根置き ○ 地上設置 ◉ 屋根地上併設 ○ 新築 ○ 既築 ◉ 新築及び既築併有	屋根置き設備があるの場合、「新築」、または「既築」、または「新築及び既築併有」を選択してください。
設置場所の所有形態 必須	◉ 自己所有の屋根(建物) ○ 他者所有の屋根(建物) ○ 自己所有及び他者所有併設 ◉ 自己所有の土地 ○ 他者所有の土地(借地) ○ 自己所有及び他者所有(借地)併有 【自己所有情報】 ◉ 既保有地 ○ 新規購入	太陽光発電を行う為に、新規に借地契約を締結した場合のみ、借地料を記載してください。
屋根設置場所 必須	◉ 戸建住宅 ○ 集合住宅（アパート、マンション等） ○ 事業所、工場、店舗 ○ 学校、公共施設 ○ 車庫、ｶﾞﾚｰｼﾞ、ｶｰﾎﾟｰﾄ、倉庫 ○ その他	その他の場合、概要に設置場所を記載してください。
地上設置場所 必須	◉ 耕作放棄地 ○ 営農型(ソーラーシェアリング) ○ 水上設置 ○ その他	その他の場合、概要に丘陵地、山林伐採地、平地など設置場所の状況が分かるように記載してください。 ※「雑種地」などの地目名ではありません。

[パネル設置場所の形態]で”屋根置き”を選択した際と”地上設置”を選択した際の両方の内容が表示されます。

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(1/6)

運転費用登録画面

運転維持費情報

当該発電設備の年間の運転に要した費用の内容を記載してください。また、外部委託等で一括計上される場合も、その内訳について項目毎に記載してください。
減価償却費は記載しないでください。

対象期間 必須	運転維持費の報告対象となる期間（一年間）の期初月と期末月を記載してください。 年 月～ 年 月	年は西暦4桁で記載してください。 ※現在月より未来月は記載できません。
土地等賃借料 必須	借地や他者所有の屋根に設置する際に実際の賃借料として支払った金額等を記載してください。 万円/年 概要内訳	
修繕費 必須	設備の修繕や機器交換に支払った金額を記載してください。 万円/年 修繕や機器交換を行った箇所 ☐ 太陽電池モジュール ☐ 接続箱・集電箱 ☐ パワーコンディショナ ☐ ケーブル、配電線管 ☐ 架台、基礎 ☐ 系統連系設備 ☐ 出力制御装置 ☐ 遠隔監視装置（センサ、通信機器含む） ☐ その他 概要 ☐ ※例年と比べて特別な修繕を行った場合はチェックしてください。 特別な修繕の概要	【修繕/機器交換について】 太陽電池モジュールやパワーコンディショナの増設を行った場合は、増設費用報告を行ってください。 【損害保険について】 損害保険で賄えた金額の記載は必要ありません。

対象期間の期初月を記載すると、自動で期末月が表示されます。

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(2/6)

運転費用登録画面

保守点検費 必須	保守、保安、セキュリティ、メンテナンスに関する費用等について記載してください。 万円/年 概要内訳	
事務所経費 必須	事務所の維持費や各種申請費について記載してください。 万円/年 概要内訳	
人件費 必須	設備運営の為に要した社員人件費を記載してください。(電気主任技術者が社員の場合、その人件費は「保守点検費」欄に記載してください。) 万円/年 概要内訳	人件費とは、太陽光発電運営に携わった役員報酬、社員給与、賞与を指します。 ただし、社員が保守点検等に係る業務をし、それに対して払った対価は保守点検費欄に記載してください。 ※太陽光発電以外に複数業種を運営している場合、業務量や業務時間等で按分し、太陽光発電業務分の人件費を記載してください。

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(3/6)

運転費用登録画面

保険料 必須	損害保険やモジュールメーカーの提供する有償保証等の年間費用を記載してください。 万円/年 合計を計算 ☐ 合計欄が間違っていないことを確認しました。 内訳 火災保険 万円/年 地震保険 万円/年 第三者賠償保険 万円/年 廃棄保険 万円/年 その他 万円/年	太陽光発電設備に掛けられた保険料のみ記載してください。 その他設備と総合した保険で区別できない場合、報告の必要はありません。
インターネット通信料 必須	遠隔出力制御や遠隔監視等のために要したインターネット回線・無線回線使用料等を記載してください。（電話代は「事務所経費」にしてください。） 万円/年 概要内訳	
法人事業税 必須	万円/年 概要内訳	期中で報告する場合は、前期決算時に支払った金額を記載してください。 ※太陽光発電設備の収益にのみ課せられた法人事業税です。

合計金額の記載方法は<u>マニュアル46P</u>をご確認下さい。

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(4/6)

運転費用登録画面

固定資産税 必須	万円/年 概要内訳	直近で支払った一年分の金額を記載してください。 ※太陽光発電設備にのみ課せられた固定資産税です。（太陽光発設備のため、新規で土地を購入された場合、その土地の固定資産税も含めて記載してください。）
その他	その他の費用がある場合は、その費目ごとに金額を記載してください。 万円/年 概要内訳	
合計 必須	万円 合計を計算 ☐ 合計欄が間違っていないことを確認しました。	土地等賃借料 からその他までの合計金額を記載してください。
【リース契約】 年間リース料	太陽光発電設備に関係する設備のリース契約について記載してください。 万円/年 概要内訳	概要内訳に対象設備名を必ず記載してください。
【出力制御対応】 パワーコンディショナのソフトウェア書き換え費用	設備設置後、後日出力制御対応のためにパワーコンディショナのソフトウェアの書き換えを行った場合はその費用を記載してください。 万円/年 概要内訳	

合計金額の記載方法はマニュアル46Pをご確認下さい。

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(5/6)

運転費用登録画面

【出力制御対応】 制御ユニット費用 （後日設置した場合）	設備設置後、後日出力制御対応のために制御ユニットを設置した場合はその費用を記載してください。 万円/年 概要内訳	
蓄電池 （後日設置した場合）	万円/年 概要内訳 ☐ パワーコンディショナと一体型の蓄電池を設置（蓄電池のみの価格不明） ※この欄では、蓄電池のみの設置費用を記載してください。 パワーコンディショナと一体型の蓄電池を設置した場合、ボックスにチェックし、一体型の価格を修繕費欄に記載してください。	
廃棄等費用の積立て方法	○ 外部（推進機関）積立て　◉ 内部積立て ※内部積立ての方法の場合、資金確保の方法を必ず記載し、 書類添付画面で確実に資金を確保することができることを証する書類を添付してください	

[廃棄等費用の積立て方法]は認定情報と連動して自動選択されるため定期報告内で変更はできません。変更している場合は先に変更認定申請を行い認定されてから報告を行ってください。

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[運転維持費情報]を記載します。(6/6)

運転費用登録画面

[廃棄等費用の積立て方法]で”内部積立て” が選択されている場合、[資金確保の方法]が表示されます。

[資金確保の方法]の内容を認定されている内容と相違した内容で報告する場合にはチェックを入れてください。

”専用口座において管理する場合” をチェックした際に表示される項目となります。

積立割合（%）は自動計算されます。

”上場企業等で計算書類等において内部積立金に充てるための資金を計上している又はこれに準ずる場合” をチェックした際に表示される項目となります。

積立割合（%）は自動計算されます。

”保険・保証による場合” をチェックした際に表示される項目となります。

3.定期報告の手続き

合計金額記載方法（例）

運転費用登録画面

合計欄は手入力または内訳を入力後に「合計を計算」ボタンをクリックします

「合計を計算」ボタンをクリックすると、内訳に入力された金額を自動計算します。

※自動計算された金額は手入力での修正も可能です

合計欄に間違いがないことを確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

※金額が変更された場合にはチェックボックスのチェックが自動で外れます

※「合計を計算」ボタンをクリックするとチェックボックスのチェックが自動で外れます

※チェックボックスにチェックが入っていない場合は報告を行うことはできません

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[運転実績情報]を記載します。

運転費用登録画面

運転実績情報

年間発電量	kWh/年	
年間売電量	kWh/年	
電気の自家消費の用途	※電気の自家消費を行った場合は記載してください	

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[遵守事項実施報告]を記載します。(1/3)

※報告日が最新の受理済の報告内容より[柵・塀の設置状況][標識の設置状況]の内容を引き継いで初期表示します。

運転費用登録画面

遵守事項実施報告

柵・塀の設置状況 必須	○ 構内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置（柵塀等の設置）を講じている ○ 構内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置（柵塀等の設置）を講じていない	※50kW以上の高圧については、電技省令（第23条）において「取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、 当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなければならない。」と定められており、電技解釈を参考にして、適切に実施することが必要です。 ※50kW未満の低圧についても、柵塀等の設置が必要です。柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合 （塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には柵塀等の設置を省略することができます。 ※平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、平成29年4月1日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）設置が必要です。 ※詳細については、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月資源エネルギー庁）をご確認下さい。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf
標識の設置状況 必須	○ 標識を掲示している ○ 標識を掲示していない	※20kW以上の場合は、以下の項目について記載した標識を掲示する必要があります。 ・設備名称 ・設備ID ・設備所在地 ・発電出力 ・再生可能エネルギー発電事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））、住所 ・保守点検責任者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※）） （※）法人の場合の代表者氏名については任意。 ・連絡先 ・運転開始年月日 ※平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、平成29年4月1日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）掲示が必要です。 ※詳細については、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月資源エネルギー庁）をご確認下さい。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[遵守事項実施報告]を記載します。(2/3)

運転費用登録画面

メンテナンス実施内容 必須

- ☐ 実施している
- ☐ 実施していない

日常点検：1ヶ月未満の頻度で実施する点検（見回り等）が該当します。
電気事業法に基づく保安規程に定める点検：電気事業法第42条に定められている保安規定に基づいて実施する点検が該当します。
その他自主点検：電気事業法に基づく保安規程に定める点検以外で、1ヶ月以上の頻度で定期的に実施する点検や、突発的に不規則に実施する点検が該当します。

メンテナンス実施内容 必須

- ☑ 実施している
  - ☐ 日常点検
  - ☐ 電気事業法に基づく保安規程に定める点検
  - ☐ その他自主点検　概要・頻度
  - ☐ 遠隔監視（防犯対策用監視システム）
  - ☐ モニタリング（発電量測定システム）
  - ☐ 草刈・清掃
- ☐ 実施していない

日常点検：1ヶ月未満の頻度で実施する点検（見回り等）が該当します。
電気事業法に基づく保安規程に定める点検：電気事業法第42条に定められている保安規定に基づいて実施する点検が該当します。
その他自主点検：電気事業法に基づく保安規程に定める点検以外で、1ヶ月以上の頻度で定期的に実施する点検や、突発的に不規則に実施する点検が該当します。

[メンテナンス実施内容]を選択します

日常点検、その他自主点検を選択すると、どこを自主点検したかの詳細が選択できるようになります。
※次ページ以降を参照

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[遵守事項実施報告]を記載します。(3/3)

[メンテナンス実施内容]で”日常点検”や”その他自主点検”を選択した場合

運転費用登録画面

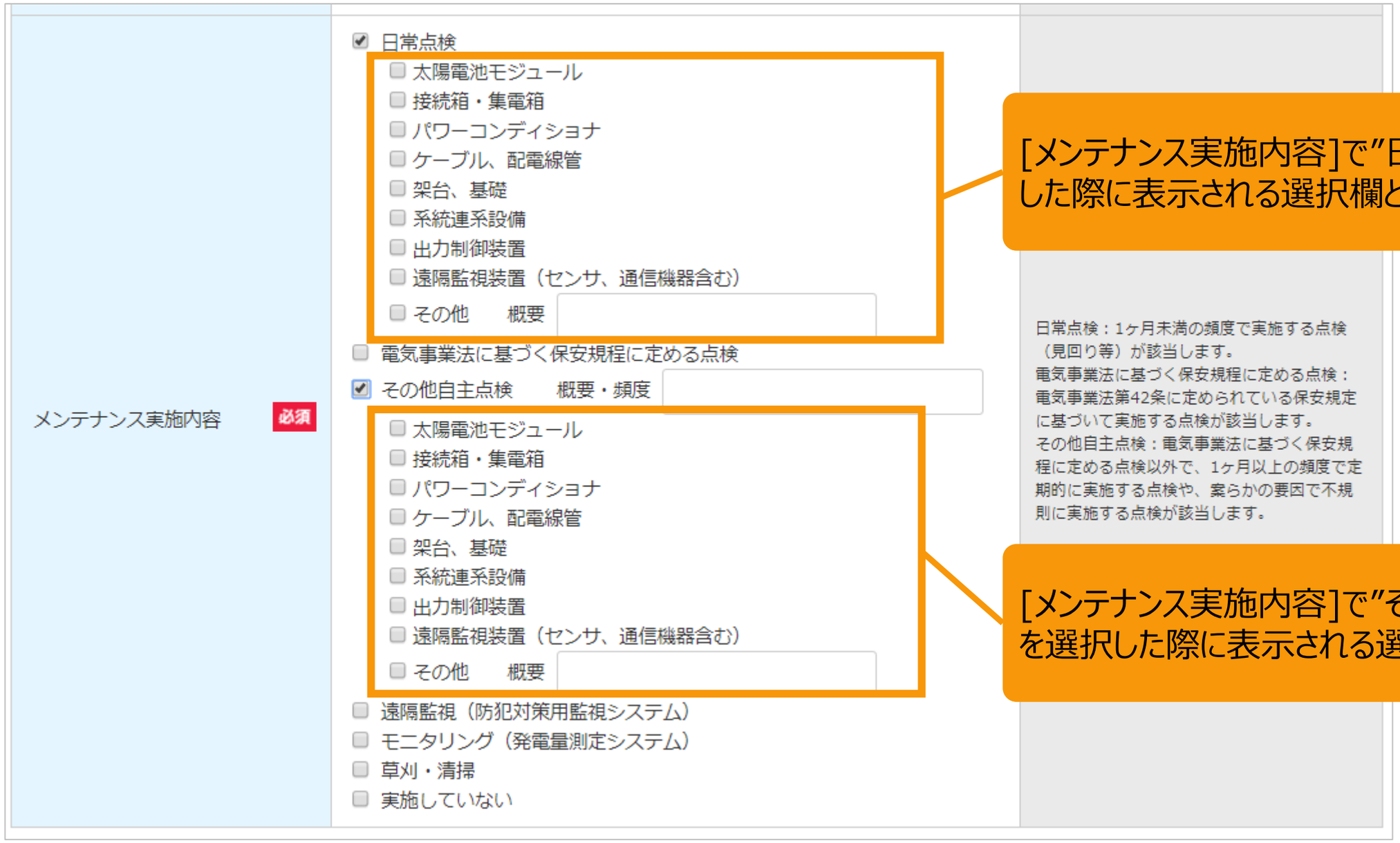

[メンテナンス実施内容]で”日常点検” を選択した際に表示される選択欄となります。

[メンテナンス実施内容]で”その他自主点検”を選択した際に表示される選択欄となります。

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

[確認事項]を確認します。

運転費用登録画面

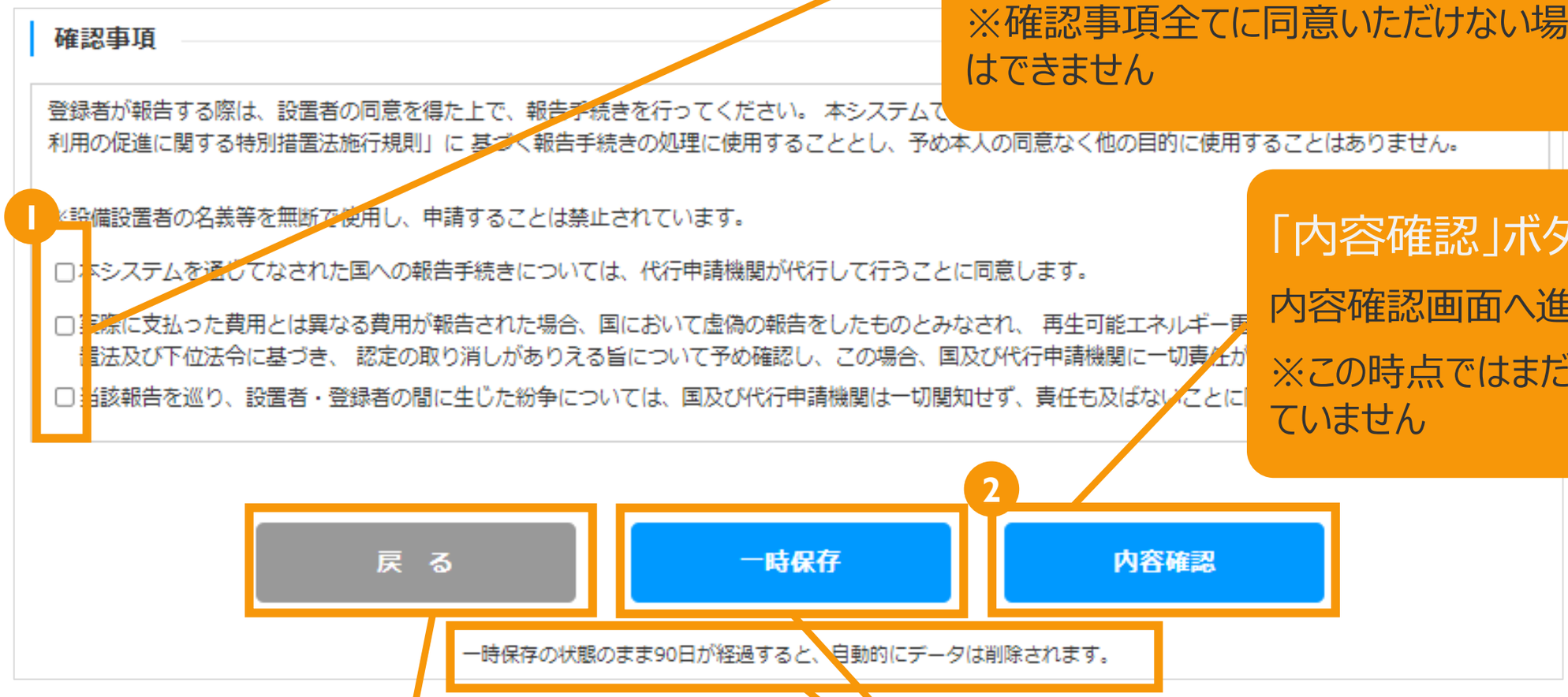

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

確認事項について十分に得た上で登録手続きを行います。

※確認事項全てに同意いただけない場合は報告を行うことはできません

「内容確認」ボタンをクリックします

内容確認画面へ進みます。

※この時点ではまだ報告手続きは完了していません

「戻る」ボタンをクリックすると、「定期報告区分選択画面」に戻ります。記載途中の内容は保存されません。

記載途中のデータを保存したい場合は「一時保存」ボタンをクリックしてください。

※「一時保存」ボタンをクリックし一時保存の状態のまま90日が経過しますと、データが自動的に削除されます

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

記載内容を確認します。

登録内容確認画面

定期報告登録(太陽光(10kW以上))「運転費用報告」

報告区分選択 ＞ 情報入力 ＞ **内容確認** ＞ 書類添付 ＞ 登録完了

・全ての金額項目について、万円単位での登録となります。

設置者(報告者)および設備情報

事業者名	
法人の代表者氏名	
設備ID	AJ54383C13
発電設備の出力（kW）	30.0 KW
発電設備の名称	特例メロン発電所■５０未満
発電設備の設置場所	東京都千代田区千代田５

戻　る　　保存して次に進む

記載内容に誤りがないかどうか確認します

こちらのサンプル画像は、実際の画面の一部を省略しています。

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

書類添付画面へ進みます。

※この時点ではまだ報告手続きは完了していません

「戻る」ボタンをクリックすると、
「運転費用登録画面」に戻ります。

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

必要な書類を添付します。

書類の添付方法は<u>マニュアル54P</u>をご確認下さい。

書類添付画面

定期報告登録(太陽光(10kW以上))「運転費用報告」

報告区分選択 ＞ 情報入力 ＞ 内容確認 ＞ **書類添付** ＞

書類添付

添付ファイルは、PDF、ZIPのいずれかにしてください。
1つのファイルは、10MB以下にしてください。
1つの枠にファイルは1つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付して下さい。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。

電力量計設置報告書
※ 50kW以上の設備において、運転開始後に電力量計を設置した場合は、電力量計設置報告書を添付資料として提出す

なし　ファイルを選択　選択されていません　アップロード

確実に資金を確保することができることを証する書類 必須
※ 申請時又は前回報告時に添付した資料について、定期報告時点において改めて再取得したものを添付してください。

☐ 添付した書類は、申請時又は前回報告時のものと同種のものである場合はチェックをしてください

なし　ファイルを選択　選択されていません　アップロード

戻 る　登 録

[電力量計設置報告書]
50kW以上の設備において、運転開始後に電力量計を設置した場合は、電力量計設置報告書を添付資料として提出することができます。

[確実に資金を確保することができることを証する書類]
廃棄等費用の積立て方法で、”内部積立て”が選択されている場合、添付ファイルを提出する必要があります。

「戻る」ボタンをクリックすると、
「設置費用登録画面」に戻ります。

「登録」ボタンをクリックします
登録完了画面に進みます。

3.定期報告の手続き

書類添付方法(例)

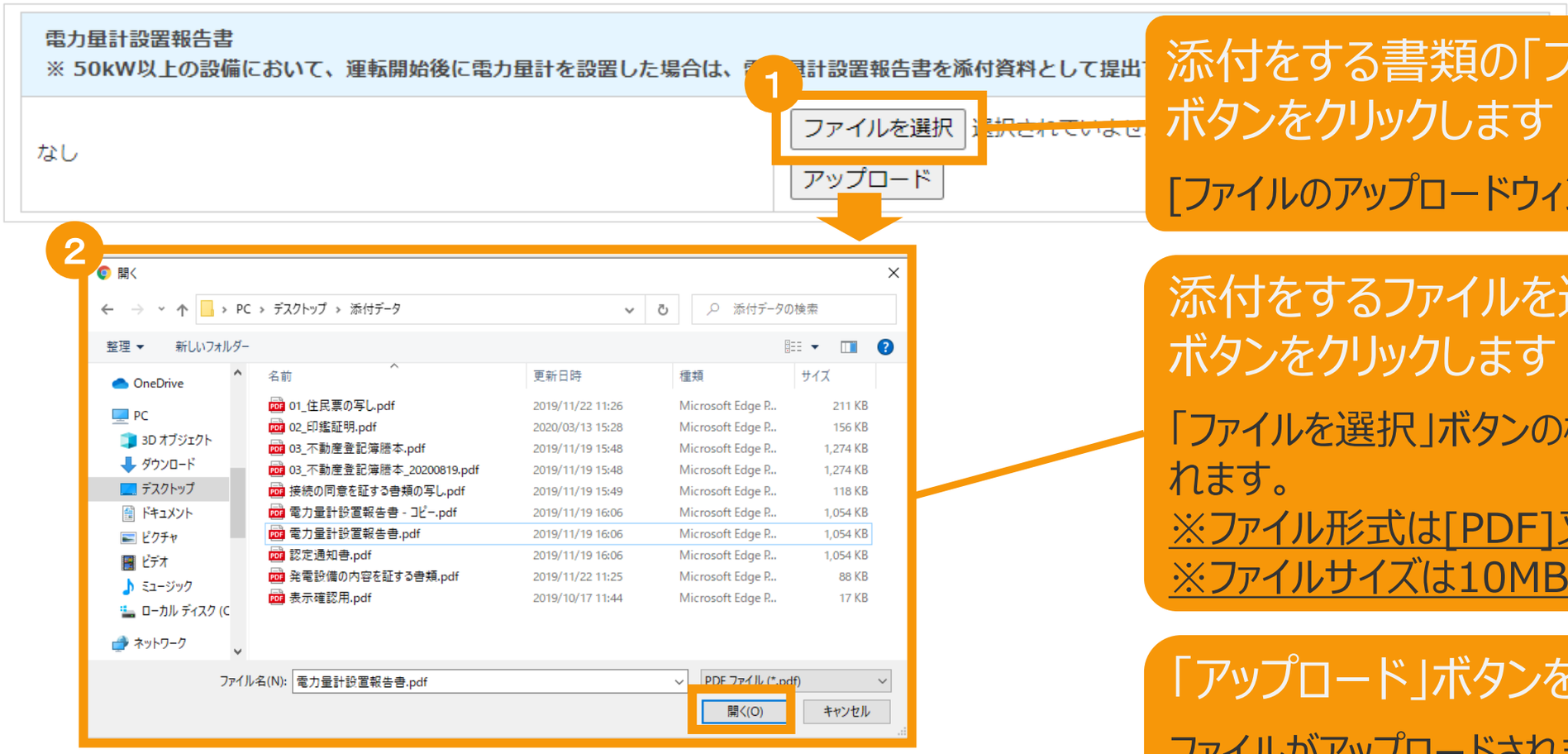

添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます。

添付をするファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「ファイルを選択」ボタンの横にファイル名が表示されます。
※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい
※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます。
※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます
必ず1ファイルづつアップロードして下さい

アップロードされたファイルが表示されます

※ファイルを削除する場合は「削除」ボタンをクリックして下さい

3.定期報告の手続き

3-3.運転費用の登録(続き)

運転費用報告の登録が完了し、報告IDが発行されます。

登録完了画面

定期報告登録完了

報告区分選択 ＞ 情報入力 ＞ 内容確認 ＞ 書類添付 ＞ 登録完了

定期報告登録を完了しました。

連絡先氏名	連絡先電話番号	報告ID	設備ID
マニュアルテスト	00-0000-0001	B000692039	AJ54383C13

報告IDは、年報報告手続きが完了するまで、問合わせで必要なIDとなりますので、保管してください。

なお、報告IDは全て半角で発行され、英字の大文字と小文字は区別されますので、正確に控えていただけますようお願いいたします。

一覧へ戻る

発行された報告IDとなります。

[一覧へ戻る]ボタンをクリックします

定期報告用設備一覧画面へ進みます。

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録

[設備情報]を確認します。

増設費用登録画面

定期報告登録(太陽光(10kW以上))「増設費用報告」

報告区分選択 ▶ 情報入力 ▶ 内容確認 ▶ 書類添付 ▶ 登録完了

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号の規定により、次のとおり報告しますので、代行報告をお願いします。
◆金額を記載する各項目で具体的な費用が発生していない場合は、ゼロを記載してください。

【報告にあたっての注意事項】
・国（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））が行う住宅用太陽光導入支援補助金の受理決定を受けて、太陽光発電システムを設置したものについては、それを持って資本費等の確認ができるため、設置費用報告は不要です。 他方、補助金無しで増設した場合は、増設分の設置費用の報告が必要です。
・全ての費用について、千円単位を四捨五入し、消費税抜きで記載してください。
・一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に確認の上、各項目の内訳について記載してください。
・実際に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置等のために支払った費用を記載してください。(販売店等からの値引きを受けた際は、当該値引き分を反映した価格を記載してください。 一括値引きなどで個々の設備に対する値引き額がわからない場合は、全体での値引き額を値引き欄に記載してください。)
・50kW以上の設備において、運転開始後に電力量計を設置した場合は、電力量計設置報告書を添付資料として提出することができます。

認定を受けた事業計画に変更が生じた場合、定期報告を行う前に、変更が生じた項目に応じて変更認定申請又は変更届出を行ってください。必要となる手続きは変更内容整理表をご確認ください。

設備情報

事業者名		
法人の代表者氏名		
設備ID	AJ54383C13	
発電設備の出力（kW）	30.0 KW	最新の出力が表示されます。報告時の出力と異なる場合は、修正してください。 なお、こちらを修正しても認定情報は変更されません。
発電設備の名称	特例メロン発電所■５０未満	
発電設備の設置場所	東京都千代田区千代田５	

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[連絡先情報]と[設置状況の報告]を記載します。(1/4)

※報告日が最新の受理済の報告内容より[設置状況の報告]の内容を引き継いで初期表示します。

増設費用登録画面

連絡先情報

連絡先 必須	氏名		本報告に係る連絡先を記載
	電話番号		電話番号はハイフンつきの半 てください。
	メールアドレス		

設置状況の報告

パネル設置場所の形態 必須	○ 屋根置き ○ 地上設置 ○ 屋根地上併設	設置状況は、当該報告時の形態を記載してください。新設時から変更があった場合、下段備考欄にその事由を記載してください。
運転開始日 必須		電気事業者との特定契約に基を記載してください。
系統接続距離 必須	メートル	発電設備から電力会社の系統離を記載してください。自構です。
撤去及び処分費用 必須	0万円	認定時に撤去及び処分費用を は、その金額が表示されます 認定時に撤去及び処分費用の は、現時点の想定額を記載してください。
出力制御	□ 出力制御対象	電力会社との接続契約上、出力制御機器を設置し、出力制御を行うこととなっている場合は、チェックしてください。 ２０１５年４月１日以降の接続申込み案件については（東京電力、中部電力、関西電力管内の５０KW未満を除く）、原則対象となっており、 電力会社から出力制御機能付パワーコンディショナの導入を求められている場合は、該当しますのでチェックしてください。 （５００KW以上の案件は、従前から出力制御の対象となっているためチェックが必要です。）

[連絡先情報]を記載します

電話番号はハイフンつきの半角数字で記載してください。
報告の審査結果等に係る連絡は本メール宛てに行います。

[パネル設置場所の形態]を選択します

選択した形態にて、画面が変更となります。
※次ページ以降を参照

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で”屋根置き”を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(2/4)

増設費用登録画面

設置状況の報告

パネル設置場所の形態 必須	◉ 屋根置き　○ 地上設置　○ 屋根地上併設 ○ 新築　○ 既築　○ 新築及び既築併有	
設置場所の所有形態 必須	○ 自己所有の屋根(建物) ○ 他者所有の屋根(建物) ◉ 自己所有及び他者所有併設 現在の賃借料 [　　] 万円/年	太陽光発電を行う為に、新規に借地契約を締結した場合のみ、借地料を記載してください。
屋根設置場所 必須	○ 戸建住宅 ○ 集合住宅（アパート、マンション等） ○ 事業所、工場、店舗 ○ 学校、公共施設 ○ 車庫、ｶﾞﾚｰｼﾞ、ｶｰﾎﾟｰﾄ、倉庫 ◉ その他 概要 [　　]	その他の場合、概要に設置場所を記載してください。

[設置場所の所有形態]で”他者所有の屋根”または”自己所有及び他者所有併設”を選択した際に表示される記載欄となります。

[屋根設置場所]で”その他”を選択した際に表示される記載欄となります。

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で”地上設置”を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(3/4)

増設費用登録画面

設置状況の報告

パネル設置場所の形態 必須	○ 屋根置き ◉ 地上設置 ○ 屋根地上併設	
設置場所の所有形態 必須	○ 自己所有の土地 ○ 他者所有の土地(借地) ◉ 自己所有及び他者所有(借地)併有	
	【自己所有情報】 ○ 既保有地 ◉ 新規購入	
	購入価格 ＿＿＿ 万円（ ＿＿＿ 円/m²)	
	【他者所有（借地）情報】 現在の賃借料 ＿＿＿ 万円/年（ ＿＿＿ 円/m²) 借地面積 ＿＿＿ m²	
地上設置場所 必須	○ 耕作放棄地 ○ 営農型(ソーラーシェアリング) ○ 水上設置	
	◉ その他 概要 ＿＿＿	

[設置場所の所有形態]で”自己所有の土地”または”自己所有及び他者所有(借地)併有”を選択した際に表示される選択欄となります。

[設置場所の所有形態]の【自己所有情報】で”新規購入”を選択した際に表示される記載欄となります。

[設置場所の所有形態]で”他者所有の土地(借地)”または”自己所有及び他者所有(借地)併有”を選択した際に表示される記載欄となります。

[地上設置場所]で”その他”を選択した際に表示される記載欄となります。

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[パネル設置場所の形態]で”屋根地上併設”を選択した場合

[設置状況の報告]を記載します。(4/4)

増設費用登録画面

設置状況の報告

パネル設置場所の形態 必須	○ 屋根置き ○ 地上設置 ◉ 屋根地上併設 ○ 新築 ○ 既築 ◉ 新築及び既築併有	設置状況は、新設時点の形態を記載してください。 屋根置き設備があるの場合、「新築」、または「既築」、または「新築及び既築併有」を選択してください。
設置場所の所有形態 必須	◉ 自己所有の屋根(建物) ○ 他者所有の屋根(建物) ○ 自己所有及び他者所有併設 ◉ 自己所有の土地 ○ 他者所有の土地(借地) ○ 自己所有及び他者所有(借地)併有 【自己所有情報】 ◉ 既保有地 ○ 新規購入	太陽光発電を行う為に、新規に借地契約を締結した場合のみ、借地料を記載してください。
屋根設置場所 必須	◉ 戸建住宅 ○ 集合住宅（アパート、マンション等） ○ 事業所、工場、店舗 ○ 学校、公共施設 ○ 車庫、ｶﾞﾚｰｼﾞ、ｶｰﾎﾟｰﾄ、倉庫 ○ その他	その他の場合、概要に設置場所を記載してください。
地上設置場所 必須	◉ 耕作放棄地 ○ 営農型(ソーラーシェアリング) ○ 水上設置 ○ その他	その他の場合、概要に丘陵地、山林伐採地、平地など設置場所の状況が分かるように記載してください。 ※「雑種地」などの地目名ではありません。

[パネル設置場所の形態]で”屋根置き”を選択した際と”地上設置”を選択した際の両方の内容が表示されます。

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(1/7)

増設費用登録画面

設置区分の増設分出力は、増設前出力(認定)と増設後出力(認定)の差となります。
尚、出力変更を伴わない増設の場合、増設分出力欄は「0kW」となります。

合計金額の記載方法はマニュアル68Pをご確認下さい。

設備情報に登録されているパネル型式情報が表示されます。設備情報にパネル型式が登録されていない場合は、製造事業者名を選択する項目が[合計]の下に表示されます。

パワーコンディショナにて登録した小計値を合算した値が自動で計算されて表示されます。

「追加」ボタンをクリックすることで、パワーコンディショナに関する情報の複数記載が可能となります。

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(2/7)

増設費用登録画面

モニターシステム

電力測定ユニット　　万円

表示モニター　　万円

※一体販売の場合(　　万円)

☐ 出力制御対応機能搭載

架台　　万円

製造事業者名

接続箱　　万円

受変電設備　　万円

その他の附属機器

費目名

(費用)　　万円

太陽電池モジュールが、認定情報で登録されていない場合、製造事業者名を選択してください。また、複数ある場合は、最も出力の大きい製造事業者名を選択してください。なお、こちらに記載しても認定情報は変更されません。
太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの合計出力の低い方が、設備情報の発電出力と一致しない場合、不備となる可能性があります。その際は、備考欄に「系列接続方法により認定済」等その事由を記載してください。
設備費欄には設備費のみ記載してください。
設置工事費は工事費欄に記載してください。
設備にモジュールを登録していない場合は、増設したモジュールの製造事業者名を選択してください。
蓄電池を増設した場合は、運転費用報告でご報告ください。

土地造成費 必須	敷地を造成する際に要した費用を記載してください。屋根置きの場合や、従前より整地されていた土地の場合など、土地造成を要したなかった場合は、ゼロを記載してください。 万円	

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(3/7)

増設費用登録画面

工事費を記載してください。土地造成、系統接続に関する工事費は除きます。

万円

合計を計算　□ 合計欄が間違っていないことを確認しました。

内訳

基礎工事　万円

据付工事　万円

電気配管工事　万円

附帯工事　万円

その他

費目名

(費用)　万円

工事費　必須

施工事業者名

※施工事業者が個別発注の場合

土木工事業者名

電気設備工事業者名

架台工事業者名

その他業者名

下記、内訳の合計額（基礎工事からその他までの合計）を記載してください。
合計額は、実際の金額（円単位まで）合計し、千の位を四捨五入したものです。

※合計額については、上記設備欄の「詳細説明」をご参照ください。

事業者が複数ある場合は代表の事業者名を記載してください。
個別発注の場合、電気設備工事業者名が必須項目となります。

合計金額の記載方法はマニュアル68Pをご確認下さい。

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(4/7)

増設費用登録画面

合計金額の記載方法は<u>マニュアル68P</u>をご確認下さい。

[その他費用]で”あり”を選択するとその他費用の記載欄が表示されます。
※次ページを参照

[補助金受給の有無]で”あり”を選択すると補助金の記載欄が表示されます。
※<u>次々ページを参照</u>

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[その他費用]で”あり”を選択した場合

[資本費の報告]を記載します。(5/7)

増設費用登録画面

[その他費用]で”あり”を選択した際に表示される記載欄となります。

合計金額の記載方法はマニュアル68Pをご確認下さい。

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(6/7)

増設費用登録画面

補助金受給の有無	◉ あり ○ なし	設置にあたって補助金受給の有無 ※国または地方自治体より補助金等を受給して設置した場合 ※国（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））が行う住宅用太陽光導入支援補助金の受理決定を受けて、太陽光発電システムを設置したものについては、 それを持って資本費等の確認ができるため、設置費用報告は不要です。 他方、補助金無しで増設した場合は、増設分の設置費用の報告が必要です。
補助金	補助金の名称1 補助主体1 補助金1 万円 補助金の名称2 補助主体2 補助金2 万円 補助金の名称3 補助主体3 補助金3 万円 補助金の名称4 補助主体4 補助金4 万円 補助金の名称5 補助主体5 補助金5 万円	補助主体は、国、都道府県、市区町村名等を記載してください。

[補助金受給の有無]で”あり”を選択した際に表示される記載欄となります。

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[資本費の報告]を記載します。(7/7)

増設費用登録画面

リース契約	期間合計リース料 万円 内訳 太陽光発電設備に関係する設備のリース契約について記載してください。 リース料 万円/年 リース期間 年間 再リース料 万円/年 対象設備 ○ なし ○ 太陽光発電設備を一括リース ○ 太陽電池モジュールのみリース ○ パワーコンディショナのみリース ○ その他	【設備のみリース】 工事費を設置者が負担し、設備のみリースした場合は、「その他」を選択し、概要欄にリースした設備名を記載してください。 なお、負担した工事費は工事費欄に記載してください。 【複数設備のリース】 複数設備をリースした場合は、「その他」を選択し、リースした全ての設備名を記載してください。
備考		

3.定期報告の手続き

合計金額記載方法（例）

増設費用登録画面

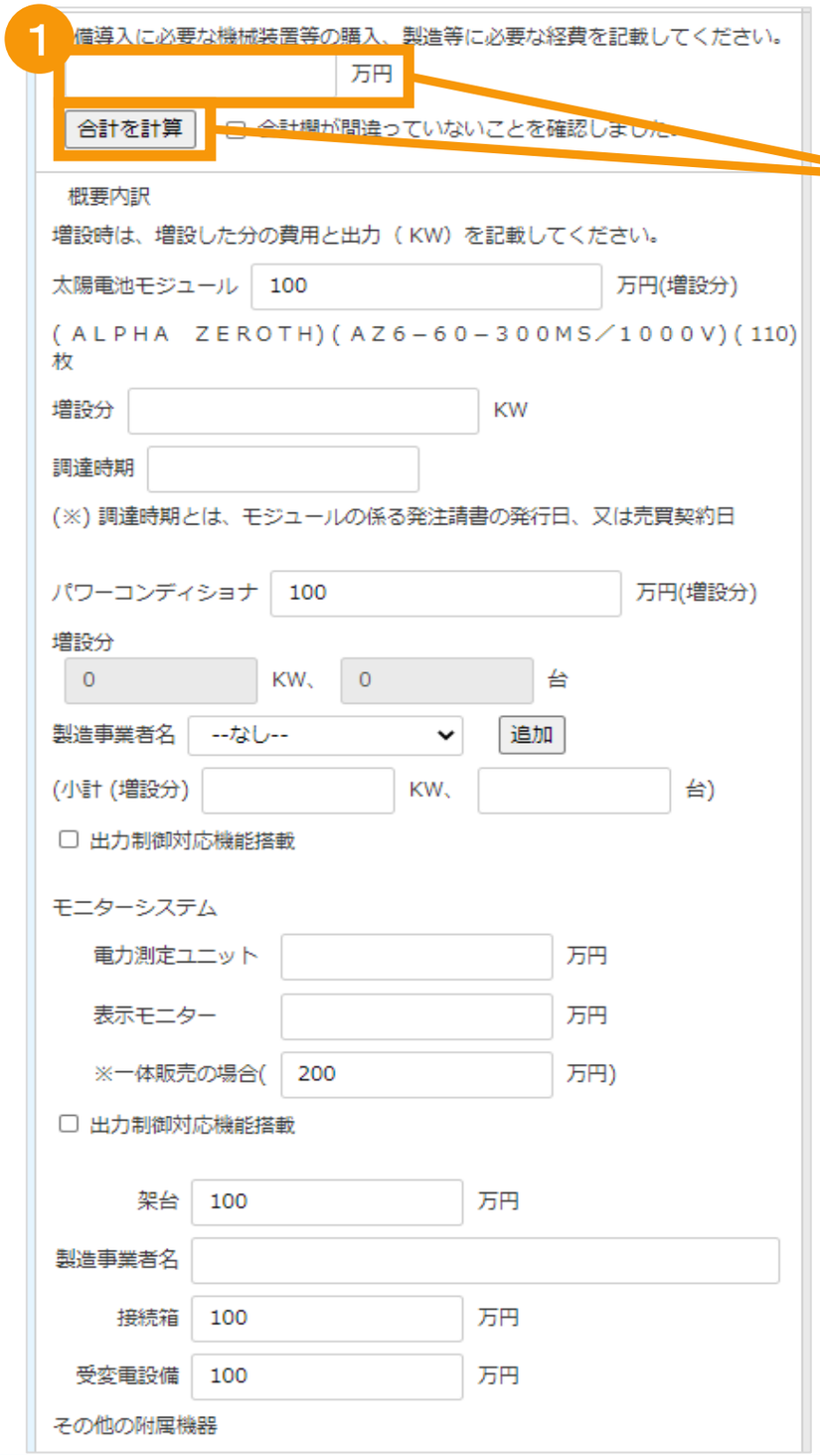

合計欄は手入力または内訳を入力後に「合計を計算」ボタンをクリックします
「合計を計算」ボタンをクリックすると、内訳に入力された金額を自動計算します。
※自動計算された金額は手入力での修正も可能です

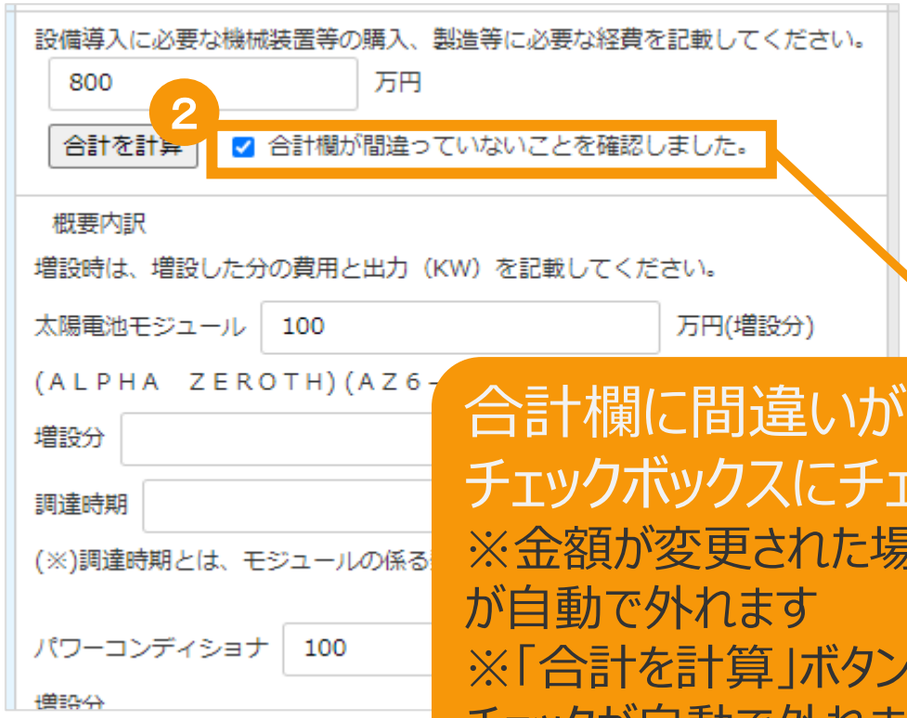

合計欄に間違いがないことを確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい
※金額が変更された場合にはチェックボックスのチェックが自動で外れます
※「合計を計算」ボタンをクリックするとチェックボックスのチェックが自動で外れます
※チェックボックスにチェックが入っていない場合は報告を行うことはできません

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[遵守事項実施報告]を記載します。

増設費用登録画面

遵守事項実施報告

柵・塀の設置状況 必須	○ 構内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置（柵塀等の設置）を講じている ○ 構内に第三者が立ち入るおそれのないよう、適切な措置（柵塀等の設置）を講じていない	※50kW以上の高圧については、電技省令（第23条）において「取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、 当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなければならない。」と定められており、電技解釈を参考にして、適切に実施することが必要です。 ※50kW未満の低圧についても、柵塀等の設置が必要です。柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合 （塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には柵塀等の設置を省略することができます。 ※平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、平成29年4月1日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）設置が必要です。 ※詳細については、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月資源エネルギー庁）をご確認下さい。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf
標識の設置状況 必須	○ 標識を掲示している ○ 標識を掲示していない	※20kW以上の場合は、以下の項目について記載した標識を掲示する必要があります。 ・設備名称 ・設備ID ・設備所在地 ・発電出力 ・再生可能エネルギー発電事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））、住所 ・保守点検責任者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※）） （※）法人の場合の代表者氏名については任意。 ・連絡先 ・運転開始年月日 ※平成29年3月31日以前に認定を受けている発電設備については、平成29年4月1日から1年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）掲示が必要です。 ※詳細については、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月資源エネルギー庁）をご確認下さい。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[設置期間情報]を記載します。

増設費用登録画面

設置期間情報

事前調査		年		月～		年		月
基本設計		年		月～		年		月
実施設計		年		月～		年		月
土地造成		年		月～		年		月
基礎工事		年		月～		年		月
据付電気配管附帯等工事		年		月～		年		月
接続工事		年		月～		年		月
総期間 必須		年		月～		年		月

年は西暦4桁で記載してください。

増設完了後も継続している場合は、終了年月に現在月を記載してください。

※現在月より未来月は記載できません。

記載された全ての設置期間(From)のうち、一番古い年月が自動で設定されます。

記載された全ての設置期間(To)のうち、一番新しい年月が自動で設定されます。

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

[確認事項]を確認します。

増設費用登録画面

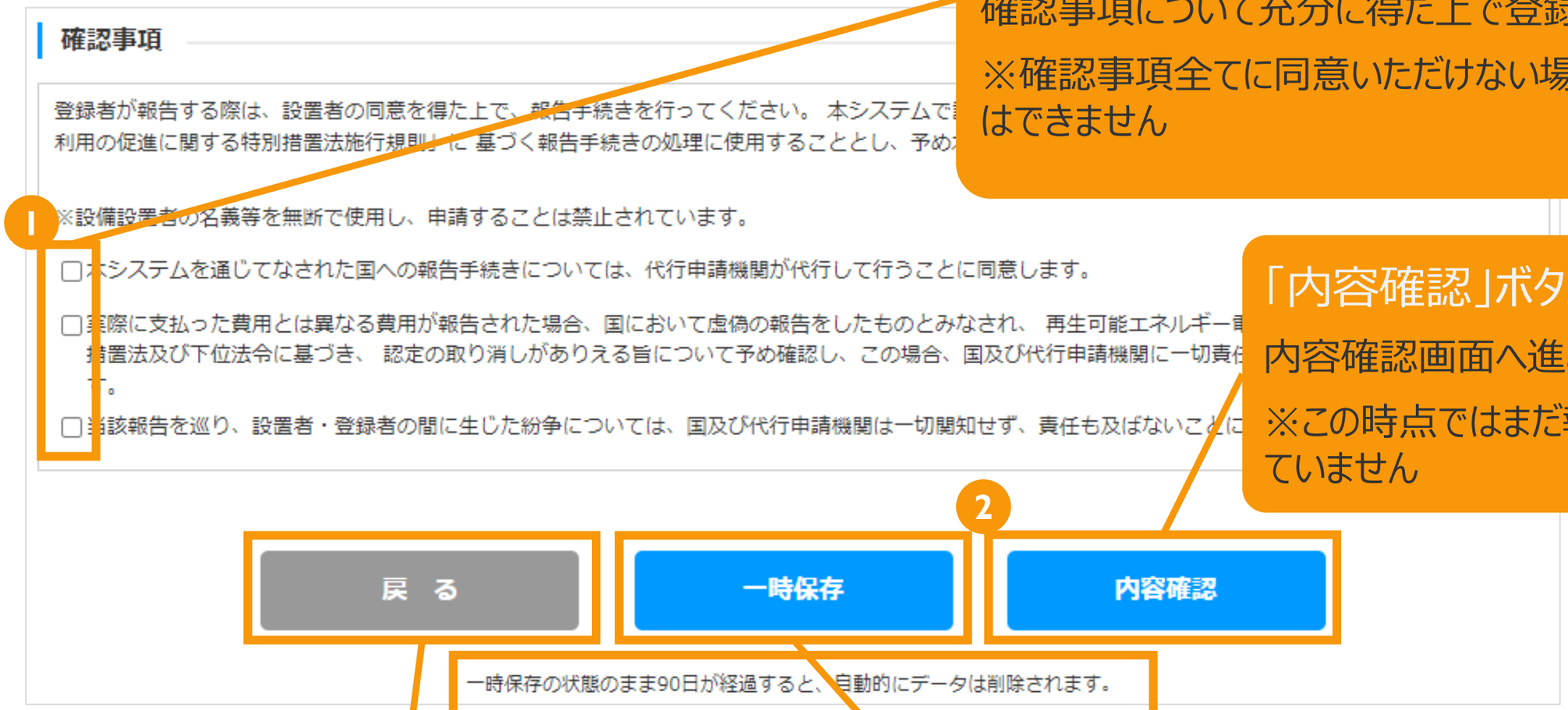

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

確認事項について充分に得た上で登録手続きを行います。

※確認事項全てに同意いただけない場合は報告を行うことはできません

「内容確認」ボタンをクリックします

内容確認画面へ進みます。

※この時点ではまだ報告手続きは完了していません

「戻る」ボタンをクリックすると、「定期報告区分選択画面」に戻ります。記載途中の内容は保存されません。

記載途中のデータを保存したい場合は「一時保存」ボタンをクリックしてください。

※「一時保存」ボタンをクリックし一時保存の状態のまま90日が経過しますと、データが自動的に削除されます

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

記載内容を確認します。

登録内容確認画面

定期報告登録(太陽光(10kW以上))「増設費用報告」

報告区分選択 ＞ 情報入力 ＞ **内容確認** ＞ 書類添付 ＞ 登録完了

・全ての金額項目について、万円単位での登録となります。

設置者(報告者)および設備情報

事業者名	
法人の代表者氏名	
設備ID	AJ54383C13
発電設備の出力（kW）	30.0 KW
発電設備の名称	特例メロン発電所■５０未満
発電設備の設置場所	東京都千代田区千代田５

戻　る　　保存して次に進む

記載内容に誤りがないかどうか確認します

こちらのサンプル画像は、実際の画面の一部を省略しています。

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

書類添付画面へ進みます。

※この時点ではまだ報告手続きは完了していません

「戻る」ボタンをクリックすると、
「増設費用登録画面」に戻ります。

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

必要な書類を添付します。

書類添付画面

書類の添付方法は<u>マニュアル74P</u>をご確認下さい。

50kw以上の設備において、運転開始後に電力量計を設置した場合は、電力量計設置報告書を添付資料として提出することができます。

「戻る」ボタンをクリックすると、
「設置費用登録画面」に戻ります。

「登録」ボタンをクリックします
登録完了画面に進みます。

3.定期報告の手続き

書類添付方法(例)

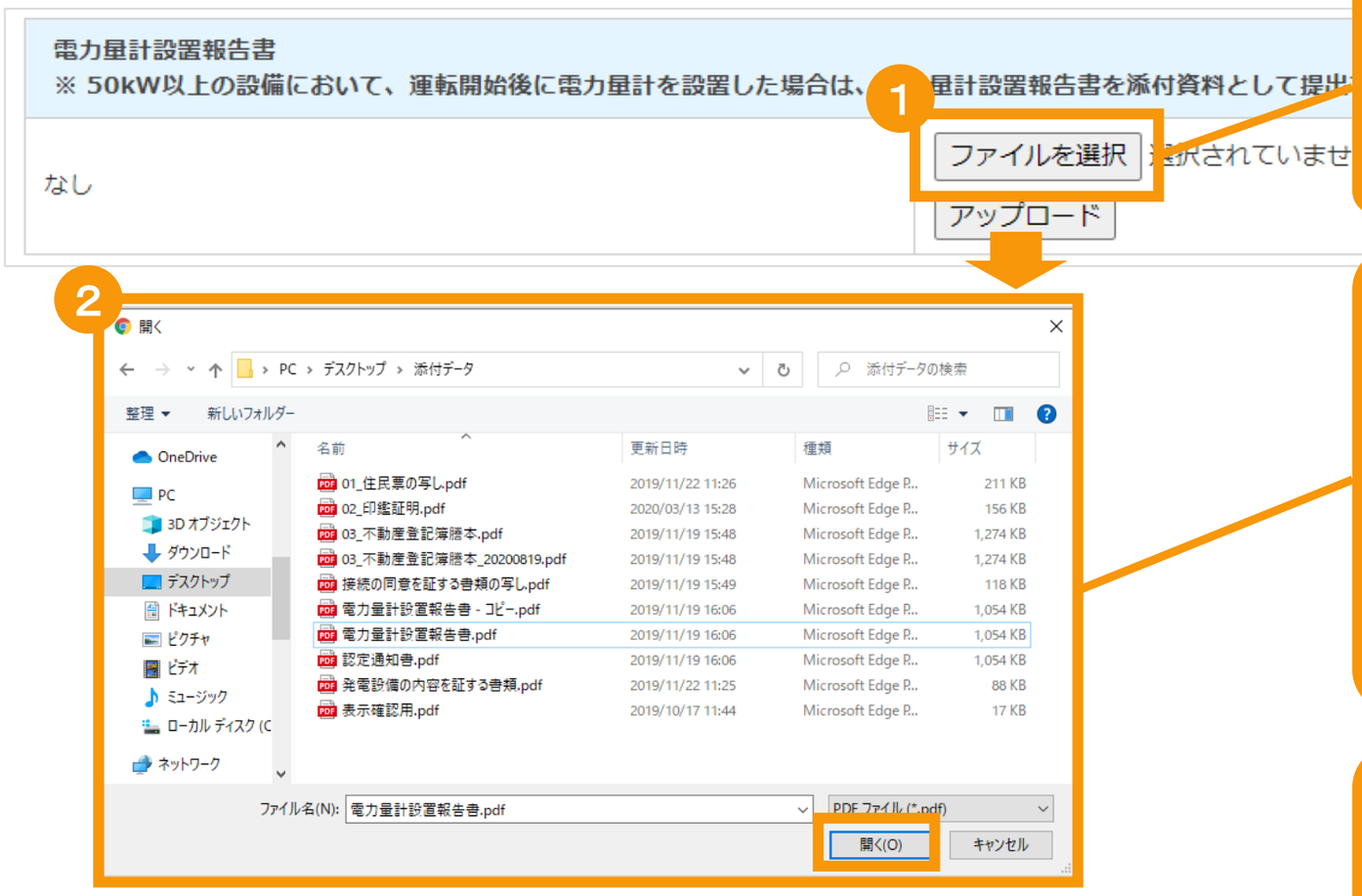

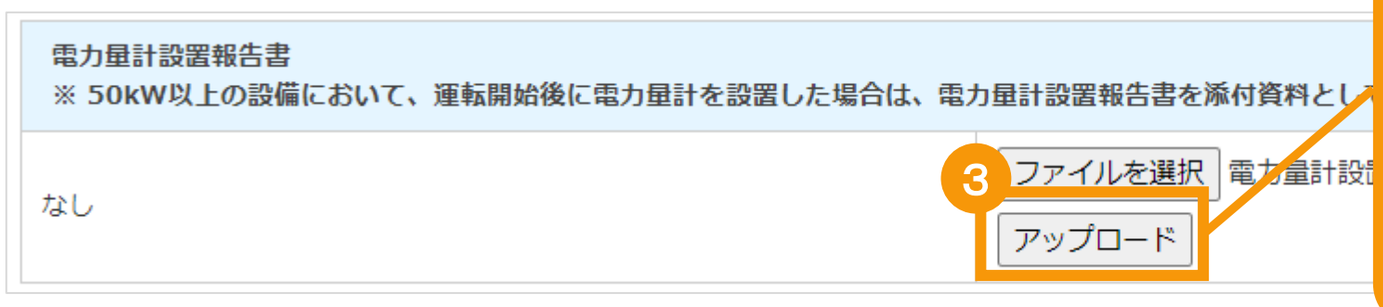

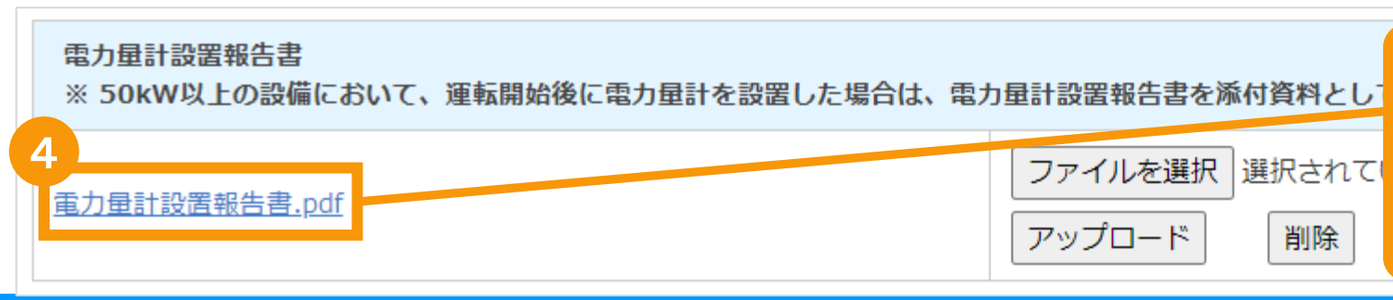

添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます。

添付をするファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「ファイルを選択」ボタンの横にファイル名が表示されます。
※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい
※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます。
※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます
必ず1ファイルづつアップロードして下さい

アップロードされたファイルが表示されます

※ファイルを削除する場合は「削除」ボタンをクリックして下さい

3.定期報告の手続き

3-4.増設費用の登録(続き)

設置費用報告の登録が完了し、報告IDが発行されます。

登録完了画面

定期報告登録完了

報告区分選択 ＞ 情報入力 ＞ 内容確認 ＞ 書類添付 ＞ 登録完了

定期報告登録を完了しました。

連絡先氏名	連絡先電話番号	報告ID	設備ID
マニュアルテスト	00-0000-0001	B000692040	AJ54383C13

報告IDは、年報報告手続きが完了するまで、問合わせで必要なIDとなりますので、保管してください。

なお、報告IDは全て半角で発行され、英字の大文字と小文字は区別されますので、正確に控えていただけますようお願いいたします。

一覧へ戻る

発行された登録IDとなります。

[一覧へ戻る]ボタンをクリックします

定期報告用設備一覧画面へ進みます。

4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き

4-1.定期報告の確認

定期報告の確認手順について以下に示します。

マイページ

4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き

4-1.定期報告の確認(続き)

定期報告を確認する設備を検索します。

定期報告用設備一覧画面

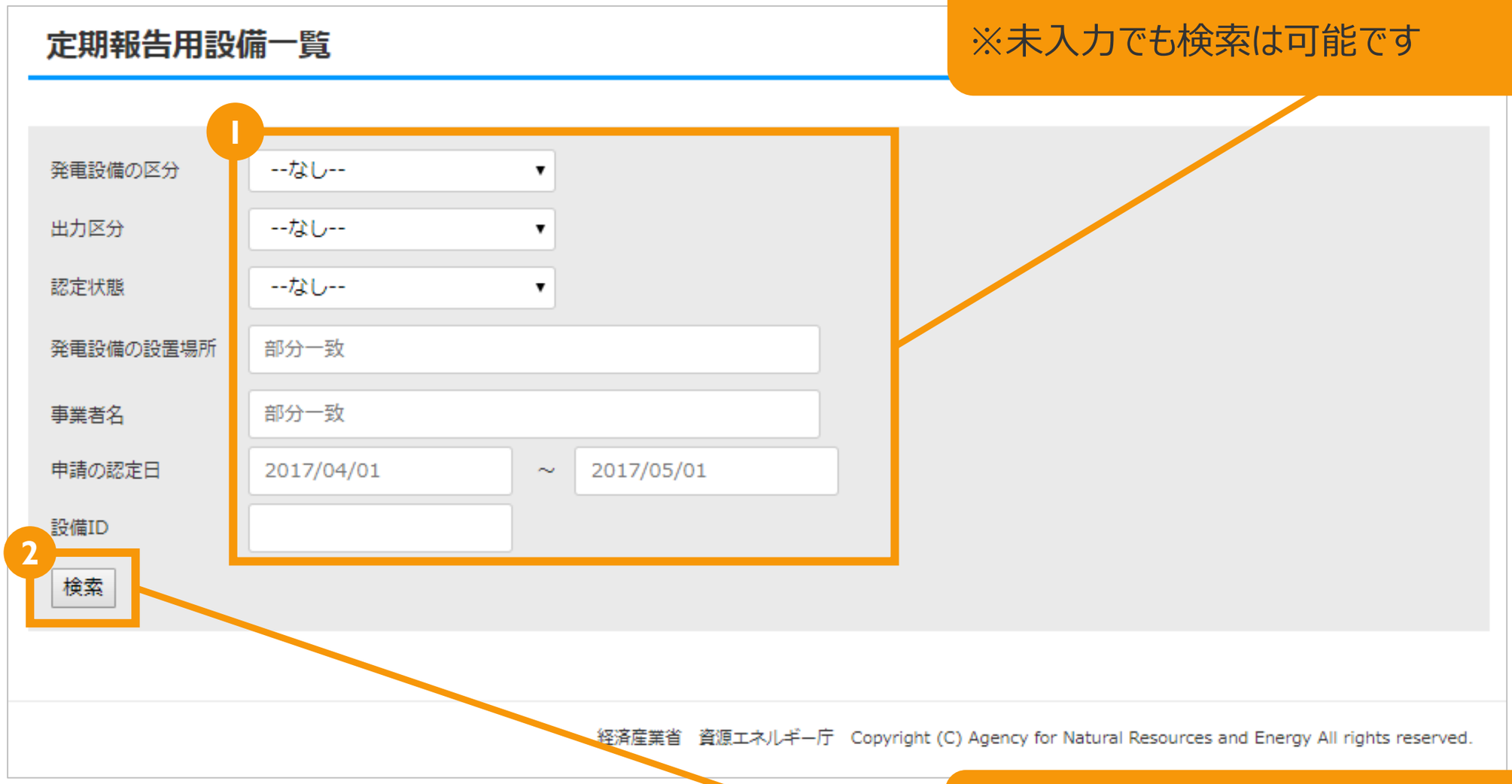

任意で該当設備の情報を選択、又は入力します

※未入力でも検索は可能です

[検索]をクリックします

画面下部に検索結果が表示されます。

4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き

4-1.定期報告の確認(続き)

定期報告を確認する設備を選択します。

定期報告用設備一覧画面

定期報告用設備一覧

発電設備の区分	--なし--
出力区分	--なし--
認定状態	--なし--
発電設備の設置場所	部分一致
事業者名	部分一致
申請の認定日	2017/04/01 ～ 2017/05/01
設備ID	

検索

[一覧]をクリックします

定期報告一覧画面に遷移します。

6件中1件～6件まで表示

<< < 1 > >>

No	定期報告	報告一覧	発電設備の区分	出力区分	設備ID	発電設備の設置場所	事業者名	発電設備の出力（
1	作成	一覧	特例太陽光		[illegible]1C13	東京都千代田区千代田５		8.0kW
2	作成	一覧	太陽光	10kW未満	SJ54382C13	東京都千代田区千代田１		5.0kW
3	作成	一覧	太陽光	10kW以上500kW未満	AJ54383C13	東京都千代田区千代田５		30.0kW
4	作成	一覧	太陽光	10kW未満	SJ54389C13	東京都千代田区千代田１		4.0kW
5	作成	一覧	太陽光	10kW未満	SJ54386C13	東京都千代田区千代田１０００		6.0kW
6	作成	一覧	太陽光	10kW以上500kW未満	AJ54387C13	東京都千代田区千代田２３００－１		25.0kW

6件中1件～6件まで表示

<< < 1 > >>

定期報告用設備一覧画面(スクロール部分)

発電設備の出力（kW）	申請の認定日 ↑	発電設備の名称	最新の報告日
8.0kW	2019年07月23日	特例メロン発電所	
5.0kW	2019年07月23日	特例メロン発電所■１０未満	
30.0kW	2019年07月23日	特例メロン発電所■５０未満	
4.0kW	2019年07月26日	特例メロン発電所■１０未満	
6.0kW	2019年07月30日	大分小規模発電センター	
25.0kW	2019年08月01日	佐賀中規模発電センター	

4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き

4-1.定期報告の確認(続き)

該当設備の定期報告一覧が表示されます。

※一覧に表示されるのは、受理されたものまたは現在報告中のものとなります。

定期報告一覧画面

定期報告一覧

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

No	報告ステータス	報告区分	報告ID	報告日	詳細
1	審査中（編集可）	運転費用	B000692032	2019年07月25日	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

[参照]をクリックします

定期報告参照画面に遷移します。

4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き

4-1.定期報告の確認(続き)

定期報告の参照画面が表示されます。

定期報告参照画面

定期報告参照(太陽光(10kW未満))「設置費用」

設備情報

事業者名	
法人の代表者氏名	
設備ID	SJ54386C13
発電設備の出力（kW）	6.0kW
発電設備の名称	大分小規模発電センター
発電設備の設置場所	東京都千代田区千代田１０００

編集

報告取り下げ

再提出

定期報告の内容を確認できます

こちらのサンプル画像は、実際の画面の一部を省略しています。

定期報告の編集ができます

報告者による編集中の報告または代行報告機関により審査中だが編集可能の報告について、[編集]ボタンが表示されます。
※編集は「4-2.定期報告の編集/再提出」へ進む

定期報告の取り下げができます

報告者による編集中の報告または代行報告機関により審査中だが編集可能の報告について、[報告取り下げ]ボタンが表示されます。
※取り下げは「4-3.定期報告の取り下げ」へ進む

定期報告の再提出ができます

受理された報告、または代行報告機関により差戻しとなった報告について、[再提出]ボタンが表示されます。
※再提出は「4-2.定期報告の編集/再提出」へ進む
※差戻しとなった報告の取り下げを行いたい場合は、一度再提出ボタンをクリックし、次の画面で一時保存を行います。その後戻るボタンをクリックして参照画面に戻ることで「報告取り下げ」ボタンが表示されますので、ボタンをクリックして「4-3.定期報告の取り下げ」へ進みます

4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き

4-2.定期報告の編集/再提出

[編集]ボタンまたは[再提出]ボタンをクリックすると定期報告登録画面が表示されます。

※ボタンをクリックした定期報告が設置費用報告の場合は、設置費用報告登録画面が開き、
　運転費用報告の場合は運転費用報告登録画面が開きます。増設費用報告の場合は、増設費用登録画面が開きます。
※編集の場合は、保存済みの定期報告データがそのまま引き継がれて画面が表示されます。
※差戻された報告内容の再提出の場合は、差戻された定期報告データがそのまま引き継がれて画面が表示されます。
※受理済の報告内容の再提出の場合は、
　受理された定期報告データから連絡先情報以外が引き継がれて画面が表示されます。

定期報告登録画面

定期報告を編集できます

こちらのサンプル画像は、実際の画面の一部を省略しています。

定期報告登録(太陽光(10kW以上))「運転費用報告」

報告区分選択 ▶ **情報入力** ▶ 内容確認 ▶ 書類添付 ▶ 登録完了

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第7号の規定により、次のとおり報告しますので、代行報告をお願いします。
◆金額を記載する各項目で具体的な費用が発生していない場合は、ゼロを記載してください。

【報告にあたっての注意事項】
・全ての費用について、千円単位を四捨五入し、消費税抜きで記載してください。
・一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に確認の上、各項目の内訳について記載してください。
・実際に再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の運転等のために支払った費用を記載してください。(販売店等からの値引きを受けた際は、当該値引き分を反映した価格を記載してください。)
・50kW以上の設備において、運転開始後に電力量計を設置した場合は、電力量計設置報告書を添付資料として提出することができます。

認定を受けた事業計画に変更が生じた場合、定期報告を行う前に、変更が生じた項目に応じて変更認定申請又は変更届出を行ってください。必要となる手続きは変更内容整理表をご確認ください。

設備情報

事業者名		
法人の代表者氏名		

この先の操作の流れについては、
「3-2.設置費用の登録」、「3-3.運転費用の報告」、
「3-4.増設費用の報告」と同じとなります。

4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き

4-3.定期報告の取り下げ

[取り下げ]ボタンをクリックすると定期報告取り下げ画面が表示されます。

定期報告取り下げ画面

「戻る」ボタンをクリックすると、「定期報告参照画面」に戻ります。
取り下げ処理は行われません。

[取り下げ]ボタンをクリックすると定期報告が取り下げられます

※一度取り下げると、該当の報告は表示されなくなります

4.報告中の定期報告(編集/取り下げ/再提出)の手続き

4-3.定期報告の取り下げ(続き)

取り下げ完了のメッセージが表示されます。

定期報告取り下げ画面

[戻る]ボタンをクリックします

定期報告用設備一覧画面に遷移します。